

第4次地域管理経営計画書(案)

第4次国有林野施業実施計画書(案)

(加賀森林計画区)

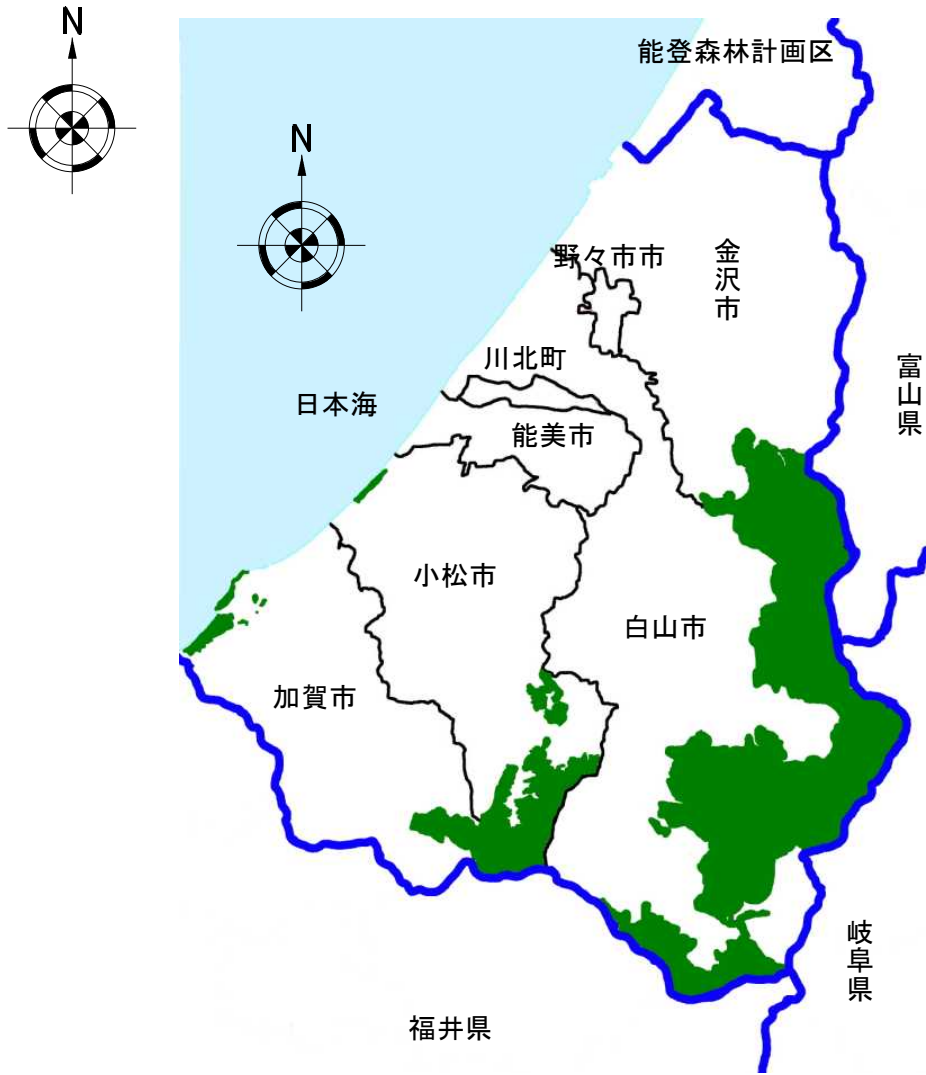
計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成24年4月 1日} \\ \text{至 平成29年3月31日} \end{array} \right)$

近畿中国森林管理局

策 定 担 当 者

計 画 課 長	山 口 輝 文	平成23年5月15日まで
計 画 課 長	井 上 智 晴	平成23年5月16日から
流 域 管 理 指 導 官	竹 井 正 治	
課 長 補 佐	坪 木 直 文	
企 画 官	森 本 茂	
森 林 施 業 調 整 官	倉 石 博	平成23年11月6日まで
企 画 係 長	高 井 和 巳	
経 営 計 画 第 二 係 長	操 谷 彰 志	

加賀森林計画区国有林野位置図



凡	例
森林計画区界	——
市町村界	——
国有林野	●



第4次地域管理経営計画書

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	7
(4) 主要事業の実施に関する事項	8
(5) その他必要な事項	9
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1) 巡視に関する事項	9
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4) その他必要な事項	11
3 林産物の供給に関する事項	12
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
(2) その他必要な事項	12
4 国有林野の活用に関する事項	13
(1) 国有林野の活用の推進方針	13
(2) 国有林野の活用の具体的手法	14
(3) その他必要な事項	14
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	15
(1) 国民参加の森林に関する事項	15
(2) 分収林に関する事項	15
(3) その他必要な事項	15
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	16
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	16
(2) 地域の振興に関する事項	16

この用紙は間伐材を活用しております。

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革に取り組み、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきました。

また、森林及び林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年12月には「国有林野の管理経営に関する基本計画」が策定され、平成23年7月には「森林・林業基本計画」が変更されたところです。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆さんからの意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆さんの理解と協力を得ながら、加賀森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野の置かれた自然的、社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきました。

一方、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化しています。

このような中、国有林野事業では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、以下の方針を基本として国有林野の持続的な管理経営に努めます。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、加賀森林計画区の国有林野33,901haで、多くの国有林は両白山地や福井県境などの標高の高い地域に所在し、一部が加賀海岸沿岸部に位置しています。計画区全体の森林面積に占める国有林野の割合は24%です。

犀川源流部から白山に至る国有林は、ブナ、ミズナラ等を主体とする山地帯からダケカンバ、オオシラビソを含む亜高山帯、ハクサンシャクナゲを伴うハイマツ低木林に代表される高山帯まで多様な地形や気候から、多くの動植物の生息地となっており、その保全を図るために「白山森林生態系保護地域」や「犀川源流森林生物遺伝資源保存林」等の保護林を設定するとともに、近県国有林を含めた「白山山系緑の回廊」を設定しています。

また、優れた景観にも恵まれており、白山スーパー林道沿いや白山登山道周辺には「蛇谷

風景林、六万山風景林、砂御前風景林」を、散策や森林教育の場として利用されている海岸林には「加賀海岸自然休養林」等のレクリエーションの森を設定しています。

国有林野面積の8%を占める人工林は、スギと海岸林のクロマツが主体となっています。

天然林は92%を占めており、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹が主体となっています。

人工林の生育は中庸以下で、木材生産より、針広混交林への誘導を図ることによって、公益的機能の高度発揮が求められています。

イ 主要施策に関する実績

前計画（計画期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日）の主な計画と実績は次のとおりです。

(ア) 伐採量

ほぼ計画通り実行しました。

（単位：材積 千 m^3 、面積 ha、実施率 %）

主伐			間伐			計		
計画	実行	実施率	計画	実行	実施率	計画	実行	実施率
—	—	—	(1,194) 53	(870) 52	98	53	52	98

注：1 () は、間伐面積

2 臨時伐採量は含まない。

3 平成23年度の見込み数量を含む。

(イ) 更新量

該当ありません。

(ウ) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設又は改良の数量

開設については、現地の状況により森林作業道での開設となりました。拡張については、併用林道の舗装工事を、緊急性、併用協定の相手方の進捗状況等を総合的に判断し見送りました。

（単位：開設 m、改良 箇所、実施率 %）

開設			改良		
計画	実行	実施率	計画	実行	実施率
3,135	—	—	2	1	50

注：平成23年度の見込み数量を含む。

ウ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行います。森林の取扱いに当たっては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の維持向上に配慮します。

機能類型	対象とする森林
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林

機能類型別の面積等は以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「資源の循環利用林」がほとんどありません。

なお、分収造林の契約終了に伴い、資源の循環利用林から水土保全林へ機能類型を変更しました。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合計
面積	15,031	18,848	23	33,901
比率	44	56	0	100

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興等、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源涵養タイプに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、災害防止機能等を発揮させるため、根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林であり、目的とする機能に応じて、気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林や必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、水質保全等水源涵養機能を生かすため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、浸透保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「水土保持林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	14,549	482	15,031

分収造林の契約終了に伴い、資源の循環利用林から国土保全タイプへ変更しました。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な遺伝資源を保存するために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等への利用など保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供など適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な森林、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとして、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

特に原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等を引き続き保護林として設定し、モニタリングを行いながら状況を確認しつつ貴重な植生の保護等に努めます。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、関係者等と連携しながら利用者に対し適正利用に向けた指導等を行います。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持・向上が必要な森林や国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林や、必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、区域内のスギ等の人工林については、間伐等を繰り返し針広混交林へ誘導し、景観の向上を図り、必要に応じ遊歩道等の施設を整備します。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、広く国民の利用に提供します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ [°]		森林空間利用タイプ [°]	うち、レクリエーションの森		計
	うち、保護林			うち、レクリエーションの森		
面 積	17,073	9,740	1,774	1,487		18,848

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実に努めます。

具体的には、林木の成長が旺盛で、その形質の良好な森林で必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林に誘導することを目標とします。このため、洪水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	23	—	23

分収造林の契約終了に伴い、資源の循環利用林から国土保全タイプへ変更しました。

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機能類型		公益的機能別施業森林	
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	土砂流出崩壊防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
		気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
		生活環境保全	・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	水源涵養タイプ	・ 水源涵養機能維持増進森林	
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	
	森林空間利用タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	
資源の循環利用林		・ 水源涵養機能維持増進森林	

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業者の育成等について民有林関係者等と連携して推進することが重要です。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、木材安定供給協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」※等の着実な実施に努めます。

具体的には、

- ① 伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進
- ② 森林施業の共通化、低コスト作業システムの導入促進、民有林と連携した素材の安定供給を図るための森林共同施業団地の設定、森林整備の効率化の促進
- ③ 緑の雇用担い手対策の研修や低コスト作業システムの技術習得のためのフィールドの提供、低コスト作業システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発、計画的な事業の発注等による林業事業者の育成
- ④ 民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）の実施、地域住民への防災情報等の発信、治山技術の普及・啓発
- ⑤ 針広混交林化、広葉樹林化等の森林整備の実施及び鳥獣被害対策の実施、生物多様性保全のためのモニタリングの実施
- ⑥ 教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供等に取り組みます。

※流域管理推進アクションプログラム

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として平成13年度から作成。

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

間伐については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(ア) 伐採総量

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(407) 23,711	23,711
	水源涵養タイプ	—	(91) 6,347	6,347
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	(13) 471	471
	森林空間利用タイプ	—	(15) 1,246	1,246
資源の循環利用林		—	—	—
計		—	(526) 31,775	[2,500] 31,775

注：1 ()は、間伐面積

2 []は、搬出等に伴う支障木、マツクイムシの被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書

(イ) 更新総量

該当ありません。

(ウ) 保育総量

該当ありません。

- (エ) 林道開設及び改良総量
該当ありません。

ウ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく、健康で明るく働けるよう労働安全衛生の確保に努めます。

また、林業事業者への計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等へ配慮し、その育成、強化を図ります。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境や景観の保全等公益的機能の維持に十分配慮します。

(5) その他必要な事項

治山事業については、「森林整備保全事業計画」に基づき民有林治山事業との有機的連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努めます。

特に、飛砂防備や防風保安林に指定されている海岸林については、関係機関との連携の下、民有林と一体となった整備に向け取り組みます。

また、大規模な山地災害発生時には、専門技術を有した職員の現地への派遣に加え、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を講じます。

本計画では、災害に強い安全な国土づくりとして、水源涵養機能の強化、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画します。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

国有林野の森林の保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努めます。特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、標識の設置等によりその周知に努めます。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努めます。

ア 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、登山者に人気の高い日本百名山の「白山」や白山スーパー林道沿いの「蛇谷風景林」等のレクリエーションの森があり、登山及びハイキング、散策のための入林者が多く見られます。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まり山火事の発生の危険性が増大します。また、近年廃棄物の不法投棄が増加しています。

このため、地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝、啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人達の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努めます。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で重要な境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行い、境界標識類及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の保全を図ります。

ウ 入林者マナーの啓発・普及

近年、国有林への入林者は、登山、ハイキングなど森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にあります。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっており、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図ります。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害やマツクイムシによる松枯れ被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止に努めます。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定しています。

本計画区には、森林生態系保護地域や森林生物遺伝資源保存林等を設定しており、これらの保護林については、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等と利用ルールの確立等について協議し適切に対処します。立ち入りが可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか、森林生態系に関する知識の普及啓発に努めます。

さらに、それぞれの保護林の状況を踏まえ、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保護管理についてNPO等の協力を得ながら、幅広く検討し適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努めます。

保護林の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
森林生態系保護地域	白山	7,049
森林生物遺伝資源保存林	犀川源流	1,794
林木遺伝資源保存林	釈迦ヶ岳	30
植物群落保護林	千丈平ブナ、嵐谷天然スギ	867
計	5箇所	9,740

イ 緑の回廊

個々の保護林等を連結して、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を可能とし、より効果的に森林生態系の保護・保全を図るため、上記保護林と越前森林計画区及び中部森林管理局管内の富山県や岐阜県の保護林等を対象に「白山山系緑の回廊」を引き続き設定します。

なお、設定方針は別添資料によります。

(単位：延長 km、面積 ha)

名 称	延 長	面 積	備 考
白山山系緑の回廊	70	18,012	緑の回廊全体 70km

ウ 生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国民の森林に対する期待は、国土保全、水源涵養、林産物の供給などの各機能はもとより、近年においては、生物の多様性に関する条約など、重要な生態系としての森林という認識が高まりつつあります。これらの状況も踏まえ、国有林の身近な池沼、沢敷、湧出地、草生地、懸崖地などを取り巻く森林においても、多様な生物の生息が可能となる区域と位置づけ、その保全に努めます。

(4) その他必要な事項

ア 巨樹・巨木の保護

「森の巨人たち100選」(全国の国有林を対象に林野庁が選定)に選ばれた「コモチカツラ」があることから、巨樹・巨木保護協議会と連携し、その適切な保護管理に努めます。

イ ツキノワグマ等の被害対策

多発しているツキノワグマによる剥皮害に加え、近年、ニホンジカの計画区域における生息が確認されています。今後、造林木や高山植物への被害も予想されることから、モニタリングを行うとともに、必要に応じ、地域との連携の下、被害の防止に努めます。

また、石川県策定の「特定鳥獣保護管理計画」等に基づき実施される個体調整については、関係機関との連携調整の下取り組みます。

ウ 希少猛禽類等について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）において指定されている森林猛禽類の生息には、生息・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響します。このため、猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類との共存を目指した森林づくりを検討します。

エ その他

地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めます。

特に、海岸林におけるニセアカシアや高山帯の歩道沿いに生息する外来種等については、関係機関との連携の下、生息域の拡大等の防止に努めます。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

ア 木材の供給

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

イ 木材の販売

木材の販売に当たっては、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応します。

また、「国有林材の安定供給システム販売」により、間伐材の需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、「間伐材等共同出荷組合」等と調整の下、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図ります。

(2) その他必要な事項

ア 木材の利用促進

(ア)「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」※等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組みます。また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の

再利用、他の資源の代替利用等の促進を図ります。

※地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

(イ)「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」※、「新農林水産省木材利用推進計画」※等に基づき、庁舎等の公共建築物において国が率先して木材利用に努めるとともに、治山事業等の森林土木工事に当たっては、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組みます。

※公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的に、平成22年5月に公布。整備する公共建築物における木材の利用について、国や地方公共団体の努力義務等を明記。

※新農林水産省木材利用推進計画

地球温暖化の防止に向けて、農林水産省自らが公共土木工事等における木材の利用を推進することにより、取組を政府全体に広げ、民間企業等まで浸透することを目的に、平成22年12月に策定した6年間(平成22～27年度)の行動計画。

(ウ) 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど、林業・木材産業関係者と連携し、多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努めます。

イ 資源循環型社会への対応

民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源を有効活用するための検討を行います。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

① 地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること

② 事業遂行上不要となった土地の売払いを推進すること

を基本として取り組みます。

イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・

教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民に開かれた利用に供しています。

また、森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」※等により、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進します。

レクリエーションの森の活用推進に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討し、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用やボランティア・企業等によるサポーター制度の活用など整備・管理を支える仕組みの充実等に努めます。

※レクリエーションの森リフレッシュ対策

「レクリエーションの森」を利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして提供するために、設定の見直しを含む整備・活用のあり方等を検討し、質的向上を目指します。

レクリエーションの森の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
自然休養林	加賀海岸	430
自然観察教育林	獅子吼手取	31
風景林	蛇谷、砂御前、六万山、安宅林	1,027
計	6箇所	1,487

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりです。

- ① 道路等の公共用地 …………… 売払等
- ② 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等 …… 貸付等
- ③ 国民参加の森林等 …………… 分収林契約、協定等

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、豊かな自然環境を守り、森林の有する公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで取組を推進します。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林の積極的な利用を推進します。

具体的には、ボランティア、NPO、企業等による自主的な森林づくり活動を支援するための協定締結、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生、里山地域の整備等の多様な取組を進めます。

イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」「社会貢献の森」「多様な活動の森」の設定に努めます。

森林づくり活動へのフィールド提供一覧

(単位：ha)

協定の種類	名 称	面積	位置 (国有林・林小班)
ふれあいの森	安宅まちづくり21の森	15	安宅林69ろ2、は2、に、ほ、へ
社会貢献の森	—	2	花立1096む

(2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進します。

(3) その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進します。

本計画区においても、安宅林国有林において「遊々の森」を引き続き設定します。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。

(単位：ha)

協定の種類	名 称	面 積	位置（国有林・林小班）
遊 々 の 森	安宅勸進帳の森	19	安宅林69い～へ

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理署に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めます。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

森林管理局技術開発目標に基づき、森林技術センターを拠点として取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に進めます。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組みます。

イ 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、低コストで効率的な木材生産や造林の手法を開発・導入することとし、国有林野事業の中で開発、改良された林業技術の普及を行います。なお、普及に当たっては、森林管理局、森林管理署に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報を積極的に提供するとともに国民からの問い合わせに的確に対応します。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて、地域の林業関係者に列状間伐などの新たな森林施業の普及を図るとともに、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて新たな課題に対応するための試験研究等のフィールドの提供等を行います。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林を活用し、国有林が公益的機能をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくPRします。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の振興は国有林野事業の重要な使命です。このため、地元自治体等への国有林野内の森

林資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画など地元自治体等との連携の強化に努めます。また、国有林野の保健・文化・教育的利用の推進や利活用、森林の整備や林産物販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努めます。

[参考資料]

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とします。

視 点	主 な 取 組 目 標
安 全 ・ 安 心	<p>【人家等近郊】 人家等保全対象に山地災害の危険がある箇所について、溪間工等の治山事業を実施します。 海岸林の保全・再生に向けて取り組みます。</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全機能の維持を図るため、水土保全林を対象に森林整備を実施します。</p>
共 生	<p>【ふれあい】 レクリエーションの森において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施します。</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】 保護林において継続的なモニタリングを行い保全措置を実施します。 大型哺乳類や猛禽類等の生息環境等を、関係機関との連携の下、管理保全します。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 地域との連携の下、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的な供給に努めます。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備を計画的に実施します。</p>
地球温暖化防止	<p>育成林を対象に間伐等の森林整備を実施するほか、天然林については保全に努めます。</p>

管理経営の指針

近畿中国森林管理局

機能類型ごとの管理経営の指針

目 次

はじめに	-----	1
第1 水土保持林	-----	2
1 国土保全タイプ	-----	2
(1) 土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を		
目的とする場合	-----	2
ア 目標とする森林	-----	2
イ 施業方法	-----	2
ウ 施業管理	-----	3
(ア) 伐採・搬出	-----	3
(イ) 更新	-----	4
(ウ) 保育・間伐	-----	4
(I) 施設の整備	-----	4
(オ) 保護・管理	-----	5
(2) 風害、飛砂、潮害、霧害等の気象害による居住・産業活動に係る		
環境の悪化の防備を目的とする場合	-----	5
ア 目標とする森林	-----	5
イ 施業方法	-----	5
ウ 施業管理	-----	5
(ア) 伐採	-----	5
(イ) 更新	-----	6
(ウ) 保育・間伐	-----	6
(I) 施設の整備	-----	6
(3) 防音や大気浄化等による生活環境の保全を目的とする場合	-----	6
ア 目標とする森林	-----	6
イ 施業方法	-----	6
ウ 施業管理	-----	7
(ア) 伐採	-----	7
(イ) 更新	-----	7
(ウ) 保育・間伐	-----	7
(4) その他の国土保全タイプ	-----	7

2 水源かん養タイプ	-----	7
(1) 目標とする森林	-----	7
(2) 施業方法	-----	8
(3) 施業管理	-----	9
ア 天然林施業群	-----	9
(ア) 伐採	-----	9
(イ) 更新	-----	9
(ウ) 保育	-----	9
(I) 施設の整備	-----	9
(オ) 保護・管理	-----	10
イ 複層林施業群	-----	10
(ア) 帯状伐採法及び群状伐採法	-----	10
a 伐採	-----	10
b 更新	-----	10
c 保育・間伐	-----	11
(イ) 単木伐採法	-----	11
a 伐採	-----	11
b 更新	-----	11
c 保育・間伐	-----	11
(ウ) 施設の整備	-----	12
(I) 保護・管理	-----	12
ウ 長伐期施業群	-----	12
(ア) 伐採	-----	12
(イ) 更新	-----	13
(ウ) 保育・間伐	-----	13
(I) 施設の整備	-----	13
(オ) 保護・管理	-----	13
(カ) 明治100年記念造林地	-----	13
エ 分散伐区施業群	-----	14
(ア) 伐採	-----	14
(イ) 更新	-----	15
(ウ) 保育・間伐	-----	15
(I) 施設の整備	-----	15
(オ) 保護・管理	-----	15

オ	その他施業群(ア～エの施業群に属さない林分の取扱い)	1 6
(ア)	保護樹帯	1 6
(イ)	母樹林	1 6
(ウ)	試験地	1 6
(エ)	各種検定林	1 6
(オ)	施業指標林	1 6
(カ)	遺伝子保存林	1 6
第2	森林と人との共生林	1 7
1	自然維持タイプ	1 7
(1)	目標とする森林	1 7
(2)	施業方法	1 7
(3)	施業管理	1 7
ア	伐採等の制限	1 7
イ	保護林ごとの施業管理	1 8
(ア)	森林生態系保護地域	1 8
(イ)	森林生物遺伝資源保存林	1 8
(ウ)	林木遺伝資源保存林	1 8
(エ)	植物群落保護林	1 8
(オ)	特定動物生息地保護林	1 8
(カ)	特定地理等保護林	1 8
(キ)	郷土の森	1 9
(ク)	保護林以外	1 9
(4)	施設の整備	1 9
(5)	保護・管理	1 9
2	森林空間利用タイプ	1 9
(1)	目標とする森林	1 9
(2)	施業方法	1 9
(3)	施業管理	2 0
(4)	レクリエーションの森の施業管理	2 2
ア	自然観察教育林	2 2
イ	森林スポーツ林	2 2
ウ	野外スポーツ地域	2 2
エ	風景林	2 2
オ	風致探勝林	2 3
カ	自然休養林	2 3

(5) 施設の整備	-----	2 3
(6) 保護・管理	-----	2 3
(7) 保健機能森林に該当する森林の施業及び施設の整備	-----	2 3
第3 資源の循環利用林	-----	2 4
1 木材の生産を目的とする資源の循環利用林	-----	2 4
(1) 施業管理に当たっての基本的な考え方	-----	2 4
(2) 施業方法	-----	2 4
(3) 伐採、搬出、更新及び保育	-----	2 4
2 木材生産以外の産業活動を行う資源の循環利用林	-----	2 5
表 - 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分	-----	2 6
表 - 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区	-----	2 7
表 - 3 施業基準	-----	2 8
【第一群】人工造林による育成単層林施業を行う生産群（スギ・ヒノキ 人工林中径材、ヒノキ人工林優良柱材、スギ・ヒノキ人工林優良 大径材、広葉樹人工林）	-----	2 8
1 基本的事項	-----	2 8
(1) 伐採	-----	2 8
(2) 更新	-----	2 9
(3) 多雪地帯の人工更新による育成単層林造成	-----	2 9
(4) 保育・間伐	-----	2 9
(5) 施設の整備	-----	3 0
(6) その他	-----	3 0
2 伐採	-----	3 0
(1) 主伐	-----	3 0
3 更新	-----	3 0
(1) 更新期間	-----	3 0
(2) 地ごしらえ	-----	3 0
(3) 植栽	-----	3 1
(4) 補植及び改植	-----	3 2

4 保育・間伐	3 2
(1) 下刈	3 2
(2) つる切	3 2
(3) 除伐	3 2
(4) 除伐2類	3 3
(5) 枝打	3 3
(6) 間伐	3 3
ア 間伐の時期	3 3
イ 間伐率	3 3
ウ 間伐木の選定	3 4
エ スギ・ヒノキ以外の林木の取扱い	3 5
【第二群】天然更新による育成単層林施業及び育成複層林施業を行う生産群（天然林中大径材、アカマツ中大径材）	
1 天然林中大径材生産群	3 5
(1) 基本的事項	3 5
(2) 伐採	3 5
(3) 更新	3 6
(4) 保育	3 7
(5) 立て木	3 7
(6) 常緑広葉樹の多い林分の取扱い	3 7
2 アカマツ中大径材生産群	3 8
(1) 基本的事項	3 8
(2) 伐採	3 8
(3) 更新	3 8
(4) 保育	3 9
【第三群】その他	3 9
1 基本的事項	3 9
(1) 保護樹帯	3 9
(2) 母樹林	3 9
(3) 試験地	4 0
(4) 各種検定林	4 0
(5) 施業指標林	4 0
(6) 遺伝子保存林	4 0
表 - 4 スギ、ヒノキ造林地に進入した目的樹種以外の樹木の取扱い	4 1
表 - 5 歴史的建築物の修復用資材を供給するための森林における施業	4 2
留意事項	4 3

はじめに

近年、森林に対する国民の要請は、公益的機能を中心にますます多様化しており、平成13年6月には、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とした「森林・林業基本法」が成立したところである。

しかしながら、材価の低迷の長期化など森林・林業を取り巻く状況は、依然として厳しいものであり、森林施業のあり方は、大きな転換期を迎えている。

このような中、国有林に対しては、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進が求められており、その実現のため近畿中国森林管理局においては、公益的機能をより重視した森林施業、健全な森林を育成するための低コストでより合理的な森林施業のあり方について検討を行い、有識者で構成された「新たな機能類型に応じた森林の取扱いに関する検討会」の提言を得るなど具体的な方向性を見いだすための取組を行い、当局管内の国有林野における森林施業の基本となる「管理経営の指針」を改訂したところである。

今回の改訂に当たっては、特に公益林においては、伐採、更新、保育の各段階での積極的な広葉樹導入による針広混交林化の促進、林地の裸地化を抑制するため伐区の小面積化や複層林の積極的な造成などの森林施業を実施することにより、生物多様性を確保しつつ、公益的機能（水源かん養、山地災害防止、生活環境保全等）がより高度に発揮されるような森林づくりを目指すこととした。植栽本数についても、森林・林業基本法及び関係法令の考え方を受けて、森林の公益的機能を発揮するために必要な本数を現地の状況を踏まえて植栽するよう見直した。

また資源の循環林を中心に、低コストでより合理的な森林施業として、植栽本数を引き下げることとも可能とし、多様な山づくりを目指すとともに、現地に即した合理的な保育、列状間伐の促進などを積極的に実施することとする。

今後行う森林施業においては、画一的な施業を実施するのではなく、各国有林が有する多面的機能をさらに発揮できるよう現地の実態を十分把握し、現地に適応した管理経営を行うことが重要であることから、各森林管理署等においては、この「管理経営の指針」に十分留意して国民全体の財産となる森林づくりを推進する必要がある。

機能類型ごとの管理経営の指針

第1 水土保全林

1 国土保全タイプ

(1) 土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする場合

ア 目標とする森林

目標とする森林は、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生が発達した森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林とする。

具体的には、次のような林相の森林を目標として施業管理を行う。

- (ア) 広葉樹を主体とする天然林については、健全な立木で構成される複数の樹冠層からなる森林、下層木及び林床植生が生育する森林
- (イ) スギ、ヒノキ等人工林及び針葉樹を主体とする天然林については、高木性広葉樹が混交（針広混交林）し、下層木、草本類が生育する複数の樹冠層からなる森林。

イ 施業方法

施業は、目標とする森林を維持し、又はこれに誘導するため、現実林分の林況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を踏まえ実施する。

- (ア) 高木性広葉樹林、アカマツ林等天然力を活用することが技術合理性からみて適当と認められる林分については、天然生林施業又は天然更新による育成複層林施業を実施する。

更新補助作業、保育及び間伐は、地形、気候、土壌等の自然的条件、林分を構成している樹種、下層植生、保全対象と林分の位置関係等からみて、更新を確保し成林をさせるために必要かつ適切な林分について行う。

- (イ) 現況がスギ、ヒノキ等の育成単層林は、原則として育成複層林施業を実施する。

林道の整備状況、地形、気候条件等から人工造林による育成複層林の造成が期待できない林分については、やや疎仕立ての密度管理により下層植生及び下層木を生育させるとともに、必要に応じ択伐等を実施し、高木性広葉樹の混交した林分を造成する。

- (ウ) 人工造林による育成単層林施業によらなければ的確な森林の造成ができない林分については、育成単層林施業を行うことができる。

ウ 施業管理

目標とする森林の維持・造成のため、保全対象と当該林分の位置関係、地質や地形等の状況、森林の現況等を踏まえて施業管理を行う。

(ア) 伐採・搬出

伐採は、目標とする森林に誘導し、又はこれを維持するために必要がある箇所について、次の点に留意して行う。

a 伐採

(a) 伐採の方法は原則として択伐によることとし、森林の現況に急激な変化を与えないよう生長の衰退した樹木、枯損木等を対象に行い、伐採率は現在蓄積の30%以内とする。

(b) 伐採することにより著しい土砂の流出若しくは崩壊のおそれのある林分又はなだれ若しくは落石による被害を生じるおそれのある林分については、伐採を行わない。

(c) アカマツ林等、林況、更新樹種の特性等から、択伐では効果的な森林整備を達成することが困難な林分については、標準伐期齢のおおむね2倍以上となった林分を対象として小面積の皆伐ができる。この場合、一伐採箇所の面積は、更新・生育に支障がない必要最小限度とし、伐採箇所の分散に努める。

(d) 現況が一斉林に近いアカマツ林等であって、主伐時期に到達していない林分については、林木の健全な成長及び下層植生の発達を促すため、必要に応じ間伐を実施する。

また、松くい虫の被害の著しい林分においては、マツ以外の樹種に転換するための伐採を行うことができる。

(e) 人工造林による育成複層林造成のための伐採は次による。

更新伐は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、終伐はおおむね120年生の時期に行う。

伐採率は、上木の50%を標準とする。

ただし、国土保全機能を高めるため必要な場合は、更新伐の時期をおおむね30年生の時期まで早めて行うことができる。

更新伐は、群状伐採にあつては群の大きさをおおむね0.05ha未満とする。

また、帯状伐採にあつては帯の幅をおおむね樹高程度(20m程度)とする。

一伐採箇所の面積(伐採区と残存区を合わせた面積)は、おおむね5ha以下とし、当該林分の保全対象との位置関係、地質、地形等を考慮する。

なお、法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあつては、当該制限の

範囲内で行う。

b 搬出

伐採木の搬出に当たっては、極力地表を損傷しないよう、特に搬出時期、搬出路の路線選定等に留意する。

(イ) 更新

a 更新は、主として天然力を活用した更新による。

なお、周辺の母樹の賦存状況及び下層に生育する稚樹の状況等から、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、群状択伐等により高木性広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。

b 人工造林による育成複層林施業を行う林分については、公益的機能重視の観点等を踏まえ樹下にスギ又はヒノキを1,000本/haを標準として植栽するが、実際の植栽に当たっては、地位、天然生稚幼樹の発生等、現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

なお、帯状伐採及び群状伐採の場合には、2,000本/haを標準に同様の考え方で植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはいずれもその制限内の本数とする。

(ウ) 保育・間伐

a つる切、除伐等の保育は、健全な立木の生育に支障がある場合において必要に応じて行う。

b スギ、ヒノキ育成単層林においては、下層木の生長又は林床植生の発達を促すことによって樹種を多様化し、根系の充実（深根性樹種と浅根性樹種が混交していること等）を図るため、やや疎仕立ての密度管理を行う。特に、除伐等に当たっては高木性広葉樹の育成を図るよう努める。

c 間伐の実施に当たっては、林床植生の発達を促すよう留意する。

特にヒノキは過密とならないよう十分配慮すること。なお、収量比数はスギ林分にあっては0.60、ヒノキ林分にあっては0.55を下限とする。

d 複層林のための受光伐（間伐）は、35%を上限に林内の相対照度（20%以上）を確保するために、更新伐終了後5～10年の間隔で2～3回実施する。

(I) 施設の整備

施設の整備は、次の点に留意して実施する。

a 市街地、公共施設の保護等に必要な場合には、崩壊地、荒廃溪流等の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊防止等を目的とする治山施設を適切に整備する。

b 施業管理の計画的かつ効率的な実施に必要な路網の整備を適切に実施する。

この場合、路線の選定に当たっては、土砂の流出、崩壊等に特に留意するとともに、法面の保護を図る。

(オ) 保護・管理

巡視に当たっては、特に土砂の流出・崩壊等の発生状況、並びに立木の衰退状況、立木の病虫害、獣害、気象害等の発生状況の把握に努める。

(2) 風害、飛砂、潮害、霧害等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を目的とする場合

ア 目標とする森林

目標とする森林は、複数の樹冠層を有する森林、あるいは樹冠が単層であっても樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮へい能力が高い森林であって、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林とする。

具体的には、海岸地域ではクロマツを主体とする森林、あるいは当該地域の郷土樹種で構成される森林、山間部ではスギ、ヒノキ、アカマツに高木性広葉樹の混交した森林とする。

イ 施業方法

施業方法は原則として天然生林施業及び天然更新による育成複層林施業による。この場合、郷土樹種を主体とした天然力を積極的に活用する。

ただし、人工造林によらなければ的確な森林の維持・造成ができない林分については、人工造林による育成単層林施業による。

ウ 施業管理

目標とする森林の維持・造成のため、保全対象と当該林分の位置関係、主風の方向、森林の現況等を踏まえて施業管理を行う。

(ア) 伐採

伐採の方法は原則として択伐とするが、目標とする森林へ誘導する場合、あるいは陽樹の樹種特性等から必要な場合には、皆伐を行うことができる。

a 主伐は、健全で生長のおう盛な森林を維持・造成するため、諸害等により成長が衰退する以前に行う。

b 択伐する場合の伐採率は、現在蓄積の30%以内とする。

c 皆伐する場合には、一伐採箇所の面積は目標を達成するための更新・生育に支障がない必要最小限度とし、伐区は主風の方向に対して森林が分断されないよう配慮

して設定する。

- d 松くい虫の被害の著しい林分においては、松くい虫に対する抵抗性マツ又はマツ以外の樹種に転換するための伐採を行うことができる。

(イ) 更新

更新は、当該森林を目標に誘導し、又はこれを維持するため必要な箇所について行うこととし、次の点に留意する。

- a 天然更新の場合の更新樹種は、当該地域の郷土樹種による。
- b 人工造林の更新樹種は、原則として海岸地域では松くい虫に対する抵抗性のあるクロマツ、山間部ではスギ又はヒノキとする。

なお、海岸部においては、松くい虫の被害に対処するため、クロマツ以外の高木性の樹種の更新、生育が可能な場合には、当該地域の郷土樹種等の導入により更新を図る。植栽本数は4,000～5,000本/haを標準とし、植栽時に現存する林木の本数等現地の状況を踏まえて決定する。

また、海岸林等の立地条件の劣悪な箇所においては、治山樹種等を含めおおむね10,000本/ha以上とする。

(ウ) 保育・間伐

下枝が過度に枯れ上がらず、かつ適度に通風のよい林分を造成するよう除伐等の保育及び間伐を行う。

(イ) 施設の整備

必要に応じ、主風方向の前面に、植生を保護するための防風工を実施する。

(3) 防音や大気浄化等による生活環境の保全を目的とする場合

ア 目標とする森林

目標とする森林は、それぞれの立地に適した多様な樹種で構成され、十分な本数密度を有する森林とする。

具体的には、防音を目的とする森林にあっては、枝葉量の多い常緑広葉樹等、防音効果の高い樹種で構成される森林とし、大気浄化等の生活環境の保全を目的とする森林については、汚染物質の吸着能力が高くかつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林とする。

イ 施業方法

施業方法は、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持するため、育成複層林施業及

び天然生林施業によることを基本とする。

ウ 施業管理

目標とする森林の維持・造成のため、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえて施業管理を行う。

(ア) 伐採

伐採の方法は原則として択伐とするが、目標とする森林へ誘導する場合、あるいは陽樹の樹種特性等から必要な場合には、皆伐を行うことができる。

- a 伐採の時期は、健全でおう盛な森林を維持・造成するため、諸害等により成長が衰退する以前とするが、大気浄化を目的とする森林については、汚染による早期衰退の危険性もあるので、現地の実態を十分調査し、樹種の特長も考慮して属地的に決定する。
- b 択伐する場合の伐採率は、現在蓄積の30%以内とする。
- c 皆伐する場合の一伐採箇所の面積は、目標を達成するための更新・生育に支障がない必要最小限度とする。
- d 天然林において群状択伐を行う場合、あるいは上記cの小面積皆伐を行う場合の伐区の選定に当たっては、機能保全や残存林分の保護の観点から騒音源や汚染源の位置を考慮して行い、林分の機能低下を極力避けるよう努める。

(イ) 更新

人工造林及び天然更新の更新樹種の選定に当たっては、造成するそれぞれの森林の目的とする機能発揮への適合性を考慮する。

(ウ) 保育・間伐

遮へい機能の高い森林を維持するため、やや密仕立ての密度管理を行う。

(4) その他の国土保全タイプ

その他の国土保全タイプについては、(1)の土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする場合の取扱いに準ずる。

2 水源かん養タイプ

(1) 目標とする森林

水源かん養タイプの森林については、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等の水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有しており、深根

性・浅根性等の様々な樹種・樹齡の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の生長がおう盛な高蓄積の森林を目標とする。

なお、水源かん養機能を維持できる範囲内で、森林資源の有効利用に配慮する。

(2) 施業方法

水源かん養タイプの森林については、目標とする森林を維持し、又はこれに誘導するため、森林の現況や立地条件等に応じて、最も効果的な手法を適用する。その際、伐採・更新・保育の段階からの積極的な広葉樹導入の配慮、群状・帯状の複層林やモザイク状等の小面積伐採を行うことによる林地の裸地化面積の抑制など、現地の状況を把握した施業に努めることとし、以下のとおり施業方法を区分して取り扱う。

ア 高標高地、急峻な地形等、自然条件の厳しい地域等については天然生林施業とする。

また、森林現況が広葉樹を主体とした天然林にあっては天然生林施業とし、森林現況が針葉樹を主体とした天然林等にあっては天然生林施業、又は天然更新による育成複層林施業を行う。

イ 特定の水源の渇水緩和、水質の保全等の理由から非皆伐状態を維持すべき人工林については、人工造林による育成複層林施業を行う。

ウ 水源かん養機能の発揮のための森林整備を図りつつ、併せて周辺の森林資源の状況が将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断され、育成単層林施業を行う区域の中で、河川沿い等において、特に林床や土壌の安定を図る必要がある区域は長伐期施業を行う。

エ 地位が良好で下層植生が豊かであるなど、表土の流亡の恐れのない林分については、分散伐区施業を行う。

記イ、ウ及びエの施業方法については、目標とする森林の造成が、確実に達成できるよう、高標高地では避けることとし、上限は資源の循環利用林の「表 - 3【第一群】1(2)イ」の更新の標高を準用する。

具体的には、上記ア～エごとに施業群を設け、それぞれの施業群について、水源かん養機能を発揮させていく手法を定めて取扱う。

なお、北陸・近畿地方の豪雪地帯及び北陸・近畿地方、中国山地の標高おおむね900m以上で最深積雪深おおむね150cm以上の豪・多雪地帯の育成単層林については、育成複層林施業を行う。

この場合、必要に応じ択伐等を実施し、高木性広葉樹の混交した林分を造成する。

(3) 施業管理

ア 天然林施業群

天然生林施業を行う場合は、多様な樹種から構成される健全な林分の維持に留意しつつ、以下の基準により施業管理を行う。

また、高木性広葉樹を導入し、針広混交林へ誘導することが望ましい育成単層林については、天然更新による育成複層林施業を実施する。

(ア) 伐採

- a 伐採は林分の健全性を維持するため、必要がある場合に行う。
- b 伐採方法は、原則として択伐とし、現況を急激に変化させないよう衰退木、枯損木を対象に伐採率30%以内で行う。
- c 松くい虫の被害の著しい林分又は被害の拡大が予測される林分においては、松くい虫に対する抵抗性マツ又はマツ以外の樹種に転換するための伐採を行うことができる。
- d 伐採方法を群状択伐とした場合の一伐採箇所面積は、天然更新に必要な最小限とし、伐採箇所が連続しないよう分散させる。
- e 伐採木の搬出に当たっては、地表を損傷することがないように、作業方法の選択に留意する。

(イ) 更新

- a 更新は原則として天然下種第2類とする。
- b 樹種転換による場合、伐採から更新までの期間は2年以内とするが、極力早期の更新に努める。

(ウ) 保育

- a 保育は更新完了後、成林に支障がある場合、必要最小限において実施する。
- b 現況が育成単層林で針広混交林へ誘導すべき森林の保育については、高木性広葉樹の保残に留意する。

(エ) 施設の整備

- a 必要に応じ編柵工、階段工等の施設を整備する。

- b 路網の整備に当たっては、土砂の流出、崩壊等水質に影響を及ぼさないよう特に留意しつつ、施業管理の計画的、効率的な実施を考慮した路線の選定、法面の保護等に努める。

(オ) 保護・管理

巡視に当たっては、特に下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

イ 複層林施業群

人工造林による育成複層林施業を行う施業群について、上木伐採の方法によって3種類に分類（上木を、帯状に伐採して行う帯状伐採法、群状に伐採して行う群状伐採法、単木伐採して行う単木伐採法）し、以下の基準により施業管理を行う。複層林の林型は、原則としてスギ又はヒノキの常時二段林（施業の関係上一時的に単層となる林分を含む。）とする。

なお、現地での適用は、地況、景観への配慮、作業の難易度等を考慮して選択する。

また、更新伐を実施する10年程度前までに、間伐をくり返し実施し、十分な密度管理を行っておく。

(ア) 帯状伐採法及び群状伐採法

a 伐採

- (a) 一伐採面積（伐採区と残存区を合わせた面積）はおおむね5ha以内とする。
- (b) 帯状伐採法における帯の幅は、おおむね樹高の2倍程度（20～50m程度）とし、伐採区と残存区を交互に設定する。
- (c) 群状伐採法における群の大きさはおおむね0.10haとし、モザイク状に伐採区を設定する。この場合、一辺の長さは、樹高の2倍程度（20～50m程度）とする。
- (d) 帯状伐採法及び群状伐採法の更新伐は、原則として伐採区の新生林分が60年生に達した時期に行う。
- (e) 伐採に当たっては、保残木の健全性を確保するよう努める。
- (f) 伐採木の搬出に当たっては、地表を損傷することのないよう、作業方法の選択に留意する。

b 更新

- (a) 植栽する樹種は原則としてスギ又はヒノキとする。
- (b) 植栽本数は伐採区について、公益的機能重視の観点等を踏まえ2,000本/haを標準とするが、実際の植栽にあたっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはその制限内の本数とする。

c 保育・間伐

(a) 下木の保育については、各作業とも画一的に実施することなく、植生の発生から判断して必要が生じた場合に実施する。

(b) 残存区については、伐採区の伐採時に原則として間伐を行うこととし、その後は、残存林木相互の競合が生じた場合において必要により主伐までの間、間伐を繰り返し行う。

(1) 単木伐採法

a 主伐

(a) 一伐採面積はおおむね 5 ha以内とする。

(b) 複層伐（更新伐）の伐採率は 50%を基準とする。なお、伐採の時期、伐採率等は相対照度、現地の地形、伐採・搬出の方法、搬出の難易、国土保全や景観への影響等、現地の実態に応じて、林地の健全性を考慮し、適正に行う。

更新伐は 60年、終伐は 120年を標準的な伐期とする。なお、上木の終伐は下木の更新伐となる。

(c) 更新伐における伐採木の選木は、利用価値にも配慮しつつ、残存林分の健全性の確保のため、被害木、あばれ木、二又木、曲がり木、片枝木、傾斜木等は優先的に行う。

(d) 帯状伐採法及び群状伐採法のa伐採(e)～(f)についても準用する。

b 更新

(a) 地ごしらは、原則、無地ごしらえとする。なお、末木枝条やかん木が多い場合には、植付に支障のない程度に行う。

(b) 伐採区における植栽本数は、公益的機能重視の観点等を踏まえ 1,000本/haを標準とするが、実際の植栽にあたっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはその制限内の本数とする。

c 保育・間伐

(a) 下木の保育については、各作業とも画一的に実施することなく、植生の発生状況から判断して必要が生じた場合に実施する。

(b) 上木の枝が繁茂し、下木の受光量が減少して生育が阻害される場合は、適宜枝おろしを行う。

(c) 初めての更新伐が行われるまでの単層状態における間伐は、資源の循環利用林

の「表 - 3【第一群】育成単層林施業 4 (6)」に準じて行う。

(d) 複層伐（更新伐）後の受光伐は、下木の植栽後 5 ~ 10 年の間隔で、伐採率 35 % を上限として 2 ~ 3 回行い、林内の相対照度（20 % 以上）を確保する。

(e) 複層林が造成された以後の下木の間伐は、次の式により換算した生育本数により R_y を算出して行う。

R_y 算出基礎本数 = (上木樹冠占有面積 / 下木樹冠占有面積) × 上木本数 + 下木本数

注：樹冠占有面積は、目測で 1 本当たりの樹冠が占有している平均的な面積を求めて行う。

(ウ) 施設の整備

a 必要に応じ編柵工、階段工等の施設を整備する。

b 路網の整備に当たっては、土砂の流出・崩壊等水質に影響を及ぼさないよう特に留意しつつ、施業管理の計画的、効率的な実施を考慮した路線の選定、法面の保護等に努める。

(I) 保護・管理

巡視に当たっては、下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

ウ 長伐期施業群

伐期の長期化を推進する施業群については、針葉樹大径木を主体とした林分又は高木性広葉樹を混交させた林分を造成することに留意しつつ、以下の基準により施業管理を行う。

(ア) 伐採

a 伐採は成長量の低下した林分において新生林分へ交代させるために行う。

b 伐採の方法は皆伐とし、主伐の下限林齢は 80 年（おおむね標準伐期齢の 2 倍以上）の時期とする。なお、人工造林による広葉樹林分については、資源の循環利用林の「表 - 2」の広葉樹人工林生産群の伐期齢を下限林齢とする。

c 一伐採面積はおおむね 5 ha 以内とし、できる限り小面積での伐採に配慮する。また、隣接林分は同等程度以上の面積を保残する。

d 新生林分に接続して伐採する場合は、隣接の新生林分がうっ閉した後とする。

e 伐採に当たっては、高木性広葉樹は保残する。この場合極力群状に保残するよう努める。

f 伐採に当たっては、保残木の健全性を確保するよう努める。

- g 伐採木の搬出に当たっては、地表を損傷することがないように作業方法の選択に留意する。

(イ) 更新

- a 植栽樹種は原則としてスギ又はヒノキとする。

植栽本数は、公益的機能重視の観点等を踏まえ2,000本/haを標準とするが、実際の植栽にあたっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはその制限内の本数とする。

- b 伐採から更新までの期間は2年以内とするが、極力早期の更新に努める。

(ウ) 保育・間伐

- a 潔癖な下刈や除伐を避け、ぼう芽や天然下種によって生育した広葉樹について、植栽木との競合を配慮しつつ、積極的に保残し育成する。

この場合、造林地に侵入した高木性広葉樹の取扱いについては資源の循環利用林の「表-4」の基準を準用する。

- b 保育の実施に当たっては、下層植生の発達等に配慮することとし下層植生の維持及び密度管理上必要があれば、除伐2類段階からやや疎仕立ての密度管理とする。
- c 枝打は原則として行わない。ただし、これまで枝打を実施した林分については投資効率を考慮して判断する。
- d 間伐に当たっては、導入した高木性広葉樹は、支障のない限り伐採木選木の対象外とする。
- e 下層木及び下層植生の発達、単木材積の高い大径木を育成するため疎の密度管理を行う。

(I) 施設の整備

- a 必要に応じ編柵工、階段工等の施設を整備する。
- b 路網の整備に当たっては、土砂の流出・崩壊等水質に影響を及ぼさないよう特に留意しつつ、施業管理の計画的、効率的な実施を考慮した路線の選定、法面の保護等に努める。

(オ) 保護・管理

巡視に当たっては、下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

(カ) 明治百年記念造林地

明治100年を記念して昭和43年度に、造林技術を最大限に活用して、優れた造林地を造成し「生きた見本林」にするために設定された明治百年記念造林地は、設定主旨に基づいて施業管理を行う。なお、主伐の下限林齢は100年とする。

エ 分散伐区施業群

分散伐区による育成単層林施業を行う施業群については、同一林齢の林分が小面積で、かつ、分散しているように配置し、一定の範囲で見た場合に、モザイク状を呈するように造成することとし、以下の基準により施業管理を行う。

(ア) 伐採

- a 伐採は異なる齢級の林分を分散的に配置することにより、成長量の高い安定した林分を維持するために実施する。
- b 主伐の下限林齢は下表のとおりとする。

計 画 区	主伐の下限林齢
加賀、越前、若狭、 湖北、 湖南、 由良川、 淀川上流	65年
湖北、 湖南、 由良川、 淀川上流、大阪	55年
加古川、揖保川、円山川、日野川、天神川、千代川、 江の川下流、斐伊川、高津川、高梁川下流、 旭川、吉井川、高梁川上流、江の川上流、太田川 瀬戸内、山口、岩徳、豊田、萩	50年
伊賀、北伊勢、南伊勢、尾鷲・熊野、大和・木津川 北山・十津川、吉野、紀南、紀北、紀中	45年

注： の計画区の個々の国有林野への適用については、当該森林計画区の「国有林野施業実施計画書 2(1)施業群の名称及び面積等」の表の「主伐の下限林齢」を適用する。

- c 伐採方法は皆伐とする。一伐採面積はおおむね5ha以内とし、出来る限り小面積での伐採に配慮する。また、隣接林分は同等程度以上の面積を保残し、伐採箇所はモザイク状に分散させる。
- d 伐採に当たっては、高木性広葉樹は保残する。この場合極力群状に保残するように努める。
- e 伐採木の搬出に当たっては、地表を損傷することがないように作業方法の選択に留

意する。

- f 新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行う。

(イ) 更新

- a 植栽樹種は原則としてスギ又はヒノキとし、植栽本数は、公益的機能重視の観点等を踏まえ2,000本/haを標準とするが、実際の植栽に当たっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて当該地の適正な植栽本数を決定する。
ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはその制限内の本数とする。
- b 伐採から更新までの期間は2年以内とするが、極力早期の更新に努める。

(ウ) 保育・間伐

- a 植栽木の健全な生育を主目的としつつ、高木性広葉樹の導入にも配慮し、効率的かつ合理的な方法を選択する。
- b 下層植生の発達等にも配慮することとし、必要により除伐2類の段階からやや疎仕立ての密度管理とする。
- c 枝打は原則として行わない。ただし、これまで枝打を実施した林分については投資効率を考慮して判断する。
- d 潔癖な下刈や除伐を避け、ぼう芽や天然下種によって発生した高木性広葉樹について、植栽木の成長に大きな支障のないものは、積極的に保残し育成する。
この場合、造林地に侵入した広葉樹の取扱いについては資源の循環利用林の「表-4」の基準を準用する。
- e 間伐は、人工造林による育成単層林施業を行う生産群と同様とし資源の循環利用林の「表-3【第一群】4(6)」に準じて行う。
特に下層植生の維持、発達に留意した密度管理を行う。

(I) 施設の整備

- a 必要に応じ編柵工、階段工等の施設を整備する。
- b 路網の整備に当たっては、土砂の流出・崩壊等水質に影響を及ぼさないよう特に留意しつつ、施業管理の計画的、効率的な実施を考慮した路線の選定、法面の保護等に努める。

(オ) 保護・管理

巡視に当たっては、下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

オ その他施業群（ア～エの施業群に属さない林分の取扱い）

（ア）保護樹帯

保護樹帯は、新生林分の保護（皆伐による森林環境の急激な変化の緩和、新生林分における虫害、寒風害等の気象害、火災等の諸被害からの保護及び地力維持を図ることを主目的とする。）、国土の保全（森林からの土砂の流出防止、土砂の崩壊防止、溪流岸の保全、公道等の道路の保全等を図ることを主目的とする。）、景観の維持（主要な保健休養施設及び主要な眺望点からの景観の維持を図ることを主目的とする。）等のために設定するものとし、その幅はおおむね50m以上を基準とする。

- a 新生林分保護のための保護樹帯は、主要な尾根筋、溪流沿い、主要道沿線を利用して設定することとするが、寒風害の予測される地域では、冬季の主風方向に留意して、地形に応じた有効な保護樹帯とする。
- b 国土の保全及び景観の維持のための保護樹帯は、現地の状況によって適切に設定する。
- c 伐採の方法は、健全な立木の生育と老齢木の除去を目的として、原則として現在蓄積の30%以内の択伐とし、主として周辺林分が主伐又は間伐される時期に行う。

（イ）母樹林

伐採の方法は、原則として禁伐とする。

ただし、火災、風水害その他の非常災害に際し緊急に必要な場合は、伐採することができる。

（ウ）試験地

それぞれの試験計画に基づいて施業を行う。

（エ）各種検定林

設定の目的に応じた施業を行うこととし、実施に当たっては、関係機関との協議に基づき行う。

（オ）施業指標林

設定の目的に応じた施業を行う。

（カ）遺伝子保存林

設定の目的に応じた施業を行うこととし、実施に当たっては、関係機関との協議に基づき行う。

第2 森林と人との共生林

1 自然維持タイプ

(1) 目標とする森林

目標とする森林は、良好な自然環境を保持する森林、貴重な動植物の生育に適している森林等とする。

なお、自然維持タイプのうち、特に自然環境の維持、動植物の保護等を図ることが重要な地域は保護林とする。

(2) 施業方法

施業方法は、天然生林施業によることを基本とする。

なお、自然維持タイプに含めている育成単層林については、周囲の天然林に類似した林分へ誘導していくこととし、そのために必要な施業を行う。

(3) 施業管理

種々の保護価値を有することから、それぞれの設定目的に応じた望ましい森林の現状の維持及びこのような森林への誘導を目的とした施業管理（人為を排除した取扱いを含む）を行う。

ア 伐採等の制限

伐採等の行為は、次の場合を除き行わない。

- (ア) 保護を図るべき動植物の生態的特性に応じた生息又は生育環境を造成するために行う伐採
 - (イ) 遷移の途中相にある林分の現状維持のために行う伐採
 - (ウ) 学術研究を目的として行う伐採
 - (エ) 歩道等の軽微な施設又は「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付元林野経第25号林野庁長官通達）の別紙1の第3の5の（3）の規定による施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採
 - (オ) 人工林の間伐
 - (カ) その他被害木の伐採など機能維持を図るため必要な伐採

なお、伐採・搬出を行う場合は、当該林分における保護対象を損なうことのないよう十分配慮する。

イ 保護林ごとの施業管理

伐採、更新及び保育については、保護林の種類等別に次によることを基本とする。

(フ) 森林生態系保護地域

それぞれの「森林生態系保護地域計画書」による。

(イ) 森林生物遺伝資源保存林

それぞれの「森林生物遺伝資源保存計画書」による。

(ウ) 林木遺伝資源保存林

a 原則として伐採は行わないが、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るため必要な場合は、対象樹種の特性及び更新の状況を勘案して、枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行う。

b 更新は、原則として天然更新とし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要に応じて更新補助作業を行う。

まき付け又は植込みを行う場合は、当該保存林内の対象樹種から採種・採穂したもの又はこれを養成した苗木を用いる。

c 更新補助作業を行った林分について下刈等の必要な保育を行うほか、保存対象樹種の生育に必要な場合は、つる切、除伐を行う。

(イ) 植物群落保護林

a 遷移の途中相にある植物群落を対象とする場合は、必要に応じ、その現状の維持を目的とした伐採を行うことができる。

b 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(オ) 特定動物生息地保護林

必要に応じ、保護の対象とする動物の繁殖又は生息に適した環境を維持・造成することを目的とした施業を行う。

(カ) 特定地理等保護林

原則として人為を加えない。ただし、保護の対象とする地理等の維持のために必要

な除伐等を行うことができる。

(キ) 郷土の森

現状の維持に必要な保育等について、「郷土の森保存協定」に定めた保護、管理及び利用に関する計画に基づき、市町村長の協力を得つつ実施する。

(ク) 保護林以外

原則として自然の推移に委ねるものとするが、人工林については、必要に応じ、つる切、除伐等の施業を行う。

(4) 施設の整備

ア 保全すべき環境の悪化をきたさないよう十分に配慮しつつ、必要に応じ、自然環境の保全に必要な管理のための路網等の整備を行う。

イ 自然の推移に委ねて保存する原生的天然林の周囲の森林等において、必要に応じ国土保全、水源かん養の機能を維持するための治山施設の整備等を行う。

ウ 保護林について、必要に応じ、自然観察教育のための軽微な施設の設置を行うことができる。

(5) 保護・管理

ア 巡視に当たっては、特に貴重な生物の生息・生育状況及びその環境の把握に努める。

イ 保護林については、必要に応じてボランティア活動による協力を得つつ、モニタリング、林野火災防止宣伝・啓発活動等を行う。

ウ 獣害、森林病虫害等の生物による被害については、発生予察を計画的に行い、早期発見に努め、保護対象に応じ適切な対応を行う。

2 森林空間利用タイプ

(1) 目標とする森林

目標とする森林は、林木が適度な間隔で配置され、かつ、多様な樹種からなる森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、町並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林、郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林等の多様な森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林等とする。

(2) 施業方法

目標とする多様な森林を維持・造成するため、個々の国有林野の利用の形態、林況・地形等の自然条件、林業技術体系等を踏まえ、次により実施する。

ア 天然林における施業方法は天然生林施業及び天然更新による育成複層林施業を主体として実施する。この場合、更新補助作業、保育又は間伐の実施は、気象、地形、土壌等の自然的条件、林分を構成している樹種、下層植生、保全対象と林分の位置関係等からみて更新を確保し成林をさせるために必要かつ適切な林分について行う。

イ 周辺の母樹の賦存状況及び下層に生育する稚樹の状況等から、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。

ウ 次のいずれかに該当する林分については、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業による。

(ア) 人工林の有する美的景観を確保する必要がある林分

(イ) 育成単層林施業及び育成複層林施業による林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分

(ウ) 更新樹種の特性、母樹の賦存状況等からみて、人工造林によらなければ的確な森林の維持・造成が期待できない林分

(3) 施業管理

目標とする森林の維持・造成のため、それぞれの森林の保健・文化的利用の形態等に応じ、必要な施業管理を行う。

ア 伐採

快適なレクリエーション利用のための環境の整備又は美的景観の維持・造成のため必要な伐採は行う。この場合、個々の国有林野の利用の形態にふさわしい森林が維持・造成されるよう、樹種特性等を考慮しつつ、その目的に応じた伐採方法、伐採率等を柔軟に選択して適切に実施する。

イ 更新

現在樹種を含む当該地域の郷土樹種による天然更新とする。また、必要に応じ、刈払い、植込み等の更新補助作業を行う。

ウ 保育

更新補助作業を行った林分については、必要により下刈等の保育を行う。

エ 間伐

混交林へ誘導する育成単層林の間伐に当たっては、やや疎に密度管理し、下層木の発生及び育成を図るとともに、広葉樹の導入を助長する。

オ 人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業

(ア) 伐採

a 主要な眺望点から望見できる箇所、自動車道（主要な林道を含む。）、レクリエーション施設に近接した箇所等にあつては、原則として複層伐とする。なお、この場合、帯の幅がおおむね樹高程度（20m程度）の帯状伐採又は群の大きさがおおむね0.05ha未満の群状伐採によることができる。

更新伐は、スギ、ヒノキともおおむね60年生の時期とし、終伐は、おおむね120年生の時期とする。

b 一伐採箇所の面積（伐採区と残存区を合わせた面積）は、おおむね5ha以内とし、景観の維持等について配慮する。

なお、法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあつては、当該制限の範囲内で行う。

c 上記a以外の箇所にあつて皆伐する場合は、おおむね標準伐期齢の2倍以上の時期を目安とし、林分全体として生長が衰える時期以前に行う。この場合、一伐採箇所の面積は必要最小限度とする。

d 伐採箇所は努めて分散し、極力自然地形に沿った伐区を設定する。

(イ) 更新

a 人工造林による育成複層林施業を行う林分については、樹下にスギ、ヒノキ等その林分に適した樹種を植栽する。植栽本数は、公益的機能重視の観点等を踏まえ1,000本/haを標準とするが、実際の植栽にあつては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

なお、帯状伐採及び群状伐採の場合には、2,000本/haを標準に同様の考え方で植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはいずれもその制限内の本数とする。

b 皆伐跡地にあつては、その林分に適した樹種を原則として、植栽本数は2,000本/haを標準とするが、実際に植栽するにあつては、地位、天然生稚幼樹の発生等、現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはいずれもその制限内の本数とする。

c 更新にあつては、必要に応じ花木を導入する。

(ウ) 保育

必要に応じ下刈等保育を行うが、その際、天然に侵入した花木等の有用木の育成

に努める。

(4) レクリエーションの森の施業管理

レクリエーションの森の施業管理については、前項(3)によるほか、次の点に留意して行う。

ア 自然観察教育林

- (ア) 野生動植物等の観察や自然探勝を目的とする場合には、必要に応じ、動植物の生息、生育環境の維持・造成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための除伐及び間伐、採餌木の植栽、利用の安全性の確保のための危険木の伐採を行う。
- (イ) 主伐（施設設置のためのものを除く。）を行う場合の伐採方法は、原則として天然林においては択伐、人工林においては複層伐とし、伐採箇所は施設に隣接させない。
- (ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、(イ)にかかわらず、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置を行うこととし、(3)のオに留意して施業管理を行う。

イ 森林スポーツ林

- (ア) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み、開放的で親しみやすい森林の維持・造成を目的として、間伐、危険木等の伐採、花木の育成等を行う。
- (イ) 主伐を行う場合は、自然観察教育林に準ずる。

ウ 野外スポーツ地域

施設周辺の林分については、森林スポーツ林に準じて取り扱う。なお、地形、施設の種類・形態に応じ、防風や土砂の流出防備等の機能の確保が必要な場合は、国土保全タイプにおける施業管理に準じて取り扱う。

エ 風景林

- (ア) 地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮した上で、当該地域の特徴的な自然景観の維持・造成に必要な施業を行う。
- (イ) 伐採を行う場合は、次のいずれかに該当するものについて行うことを基本とする。
- a あばれ木、倒木、枯損木等で風致の維持上支障となる立木の伐採
 - b 遷移の途中相にある森林の維持に必要な侵入木の伐採

- c 景観の維持向上に必要な更新を図るために必要な伐採
- d 通景線の確保に必要な伐採
- e 人工林及び一斉林に近い天然林の間伐

オ 風致探勝林

(ア) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分等における風致の維持を目的として、必要に応じ、危険木の伐採、間伐、つる切及び除伐等の保育を行う。

(イ) 主伐を行う場合については、自然観察教育林に準ずる。

カ 自然休養林

ゾーン区分ごとに、上記ア～オに準じて取り扱う。

(5) 施設の整備

施設の整備については、次の点に留意して行う。

この場合、第3セクター等の民間活力を活用して人と森林空間とのふれあいの場を創造するヒューマン・グリーン・プランの推進等を通じて、効率的な整備に努める。

ア レクリエーションの森については、「レクリエーションの森の名称及び区域」に示す施設内容について、利用の形態、需要の規模に応じ、また、個々の国有林野の地況及び林況を踏まえ、山地災害の防止、水源のかん養及び自然環境の保全に十分配慮した上で、快適な利用が行われるよう、適切な配置、規模及び形態により整備を行う。

イ レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプについては、必要に応じて、遊歩道、あずまや、展望所、給排水施設、標識類、ベンチ等の軽微な施設について、最小限の整備を行う。

ウ 自動車道及び歩道は、風致の維持に配慮しつつ、レクリエーション施設間の連絡、スポーツ施設としての利用及び必要な施業管理が効率的に行えるよう路線を選定する。

なお、駐車場については利用状況を踏まえ、適切な整備を図る。

(6) 保護・管理

ア 利用者に対する森林・林業に関する知識の普及啓発に努める。

イ 巡視に当たっては、特に、レクリエーションの森における利用の状況、施設の管理状況の把握、山火事警防等に努める。

(7) 保健機能森林に該当する森林の施業及び施設の整備

自然観察教育林、森林スポーツ林、風致探勝林及び自然休養林のこれらに準ずるゾーンのうち、保健機能森林に該当する森林については、上記(3)～(5)によるほか、森林施業及び施設の整備の細部の基準は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法により取り扱う。

第3 資源の循環利用林

1 木材の生産を目的とする資源の循環利用林

(1) 施業管理に当たっての基本的な考え方

木材の生産を目的とする資源の循環利用林については、当該林分の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、形質の良好な目的樹種からなる成長量の大きい森林を造成するとともに、林道等の生産基盤の適切な整備を図り、生産目標に応じた木材を効率的に生産するため、次により施業管理を行う。

(2) 施業方法

施業方法は、生産群ごとに「表 - 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分」による。

ア 自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林による森林の造成が確実であり、かつ森林生産力の確保が十分期待される林分（伐期平均成長量が、おおむね $5 \text{ m}^3 / \text{ha} \cdot \text{年}$ 以上の林分）であって、投資の効率性が確保されると見込まれる場合について人工造林による育成単層林施業を実施する。

なお、スギ・ヒノキ造林地に侵入するアカマツや有用広葉樹等の有用天然木については、「表 - 4 スギ、ヒノキ造林地に侵入した有用天然木の取扱い」による。

イ 天然力を活用することによって確実な更新が可能で、多様な樹材種の供給を図れる林分については、天然更新による育成複層林施業及び天然生林施業を実施する。

ウ 皆伐することのできる林分の林齢は、原則として「表 - 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区」に示す伐期齢以上とし、やむを得ない場合は当該森林計画区の標準伐期齢以上とする。

(3) 伐採、搬出、更新及び保育

ア 生産群別の施業方法、伐採方法及び更新方法は「表 - 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分」に、生産群別の生産目的及び伐期齢は「表 - 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区」に、伐採、更新、保育等は「表 - 3 施業基準」に、それぞれ応じて行う。

なお、主伐対象林分は、「表 - 2」に示す伐期齢・期待胸高直径以上の林分とする。

イ 伐採及び搬出に当たっては、伐採面の配置、伐採木の選定、搬出の方法及び林道・作業道等の搬出路線の選定等について、公益的機能の発揮に十分配慮して行う。

2 木材生産以外の産業活動を行う資源の循環利用林

木材生産以外の産業活動の用に供する場合は、それぞれの産業活動の形態に応じた管理を行う。

表 - 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分

生産群	生産目標	施業方法	伐採方法	更新区分
スギ・ヒノキ人工林中径材	針葉樹の一般材	育成単層林施業	皆伐	単層林造成(新植)
ヒノキ人工林優良柱材	ヒノキの優良柱材	育成単層林施業(ヒノキ枝打)	皆伐	単層林造成(新植)
スギ・ヒノキ人工林優良大径材	針葉樹の優良大径材	育成単層林施業(スギ・ヒノキ枝打)	皆伐	単層林造成(新植)
広葉樹人工林	広葉樹の大径材	育成単層林施業	皆伐	単層林造成(新植)
天然林中大径材	針・広葉樹の中大径材	育成単層林施業	皆伐(漸伐)	天然下種第1・2類
	#	育成複層林施業	択伐	天然下種第1・2類
アカマツ中大径材	マツの中大径材	育成単層林施業	皆伐	天然下種第1類
その他		天然生林施業	択伐	天然下種第2類
		育成複層林施業	択伐	天然下種第2類
		育成単層林又は育成複層林施業	皆伐	単層林造成又は 天然下種第1・2類

表 - 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区

生産群	生産目的	期待胸高直径(cm)	伐期齢(年)・適用森林計画区
スギ・ヒノキ人工林中径材	スギ・ヒノキ 一般建築材	20 ~ 28	スギ・ヒノキ65 加賀,越前,若狭, 湖北, 湖南, 由良川, 淀川上流
			スギ 40・ヒノキ55 湖北, 湖南, 由良川, 淀川上流,大阪
			スギ 40・ヒノキ45 伊賀,北伊勢,南伊勢,尾鷲・熊野,大和・木津川, 北山・十津川,吉野,紀南,紀北,紀中
			スギ 40・ヒノキ50 加古川,揖保川,円山川,高梁川下流,旭川,吉井川, 高梁川上流,江の川上流,太田川,瀬戸内,山口,岩徳, 豊田,萩
			スギ 45・ヒノキ50 日野川,天神川,千代川,江の川下流,斐伊川,高津川
ヒノキ人工林優良柱材	ヒノキ無節柱材	22 ~ 24	スギ・ヒノキ人工林中径材と同様
スギ・ヒノキ人工林優良大径材	スギ・ヒノキ造作材	スギ 46	120 全森林計画区
		ヒノキ38	100 全森林計画区(明治百年記念造林)
広葉樹人工林	キハタ 生葉	16 ~ 22	20 全森林計画区
	クヌギ 椎茸原木	10 ~ 14	20 全森林計画区
	ケヤキ内装家具突板材	70	150 全森林計画区
	ミス・メ・ミス ナラ 家具突板材	50	150 全森林計画区
天然林中大径材	ケヤキ家具突板材	70	200 全森林計画区(立て木施業)
	ミス・メ・ミス ナラ 等家具材等	50	200 全森林計画区(立て木施業)
	カシ・シイ等常緑広葉 樹器具材等	30	120 伊賀,北伊勢,南伊勢,尾鷲・熊野,大和・木津川,北山・十津川,吉野, 湖南,紀北,紀中
	上記以外の広葉樹用材等	36	150 全森林計画区
	ヒノキ一般材	20 ~ 28	50 全森林計画区
アカマツ中大径材	アカマツ・クロマツ 建築材等	30	80 全森林計画区
その他	(保護樹帯等)		(設定目的等による)

注： の計画区の間々の国有林野については、当該森林計画区の「国有林野施業実施計画書 3(1)生産群の名称、伐期齢及び標準伐採量」の表を参照。

表 - 3 施業基準

【第一群】人工造林による育成単層林施業を行う生産群(スギ・ヒノキ人工林中径材、ヒノキ人工林優良柱材、スギ・ヒノキ人工林優良大径材、広葉樹人工林)

1 基本的事項

(1) 伐採

ア 主伐は、胸高直径が期待胸高直径に達した林分を対象とする。ただし、胸高直径の分散の大きい林分については、期待胸高直径未満の立木の比率やその市場性を考慮して、間伐を行うなど効率的な施業を行う。

イ 皆伐を行う場合の1伐採箇所の面積は、保安林及び自然公園第3種特別地域にあってはおおむね5ha以内、それ以外の森林にあってはおおむね10ha以内とし、立地条件等を考慮して適正に決定する。なお、法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては、当該制限の範囲内で行う。

ウ 新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行う。

エ 皆伐を行う場合にあっては、新生林分の保護、公益的機能の確保のために必要な尾根、溪流沿い、主要道の沿線等に保護樹帯を積極的に設けるものとし、その幅は、おおむね50m以上を基準とする。なお、保護樹帯の施業については、【第三群】に示すところによる。

オ 多雪地帯の伐採に当たっては、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は保残する。

なお、皆伐すれば雪崩の発生するおそれのある箇所、崩壊のおそれのある箇所、湿地となるおそれのある箇所及び保全上重要な箇所の立木についても同様とする。

カ 多雪地帯における傾斜25度以上の南、南東及び東斜面並びに山腹傾斜が凹型斜面の林地における育成単層林造成に当たっては、必要に応じて防雪帯を設ける。防雪帯は、斜面長40m以上の箇所について、おおむね20m幅を40mごとに、斜面の変換点等を選び防雪効果が確保できるように設ける。

防雪帯の立木が搬出上支障となる場合は、なるべく地上1m以上のところを中段切りし、防雪効果を維持する。

キ 分収造林(部分林)及び分収育林は、契約に基づいて行う。

ク 明治100年を記念して昭和43年度に、造林技術を最大限に活用して、優れた造林地を造成し「生きた見本林」にするために設定された明治百年記念造林地は設定主旨に基づいて施業管理を行う。なお、伐期齢は100年とする。

(2) 更新

ア スギ・ヒノキ育成単層林施業に係る更新樹種は、林木育種事業の成果や植栽木の生育状況、前生樹の生育状況等を十分検討しつつ、立地条件に適した樹種、品種（系統）を選択する。

イ スギ・ヒノキ人工植栽の標高の上限は、北陸地方おおむね800m、紀州地方おおむね1,000m、その他おおむね900mとする。

ウ 広葉樹人工林生産群における植栽対象樹種は、大径木となり家具材・突板等に利用される樹種、椎茸原木、生薬の原料用樹種等のうち、気候、土壌等の立地条件に適合する樹種を選定する。

エ 有用広葉樹は肥よく地によく生育し、その適地はスギ・ヒノキ等の適地と競合することから、植栽に当たっては種々の条件を十分考慮する。

なお、主な植栽対象樹種の適地は次のとおりである。

樹種	地帯区分	温量指数	標高(m)	土壌型
ミズナラ	冷温帯～暖温帯	45～90	500～800	B _D , B _D (d)
ミズメ	"	55～100	700～1,000	B _D , B _D (d)
ケヤキ	"	70～110	700未満	B _D , B _E

(3) 多雪地帯の人工更新による育成単層林造成

多雪地帯における育成単層林造成は、植栽木の生育状況からみて最深積雪深がおおむね150cm未満、傾斜おおむね30度未満であって、育成単層林の造成が確実である適地について、投資の効率化に一層配慮しつつ行う。

なお、スギ育成単層林造成については、最深積雪深がおおむね150cm以上であっても、最深積雪深250cm未満であって隣接林分の成長及び生育状況から育成単層林としての成林が確実で、かつ森林生産力の増大が十分であると判断される場合には、育成単層林造成を行うことができる。

(4) 保育・間伐

保育は林況を十分把握し、コストの低減について配慮しつつ、技術合理性に基づいた適期、適作業に努める。

間伐は、生産群ごとに定める生産目標の達成に資するよう、林木相互の競合を緩和し、適正な林分密度へ誘導することによって、林分の健全性を保持するための保育間伐及び利用間伐を行う。

(5) 施設の整備

効率的な施業管理を適切に実施し得るよう、投資の効率性を考慮しつつ、林道等作業路網を計画的に整備する。

(6) その他

施業管理の実施に当たっては、路網の路線選定及び施工、伐採木の選定、集材の実施等について、水源のかん養、土砂の流出の防備、景観の維持、自然環境の保全等に配慮する。

2 伐採

(1) 主伐

ア 皆伐区域（伐区）を選定する場合は、努めて伐区の分散を図るとともに、局部的な立地条件を十分考慮して、確実な更新が図られる伐区とする。

イ 皆伐区域内にある立木のうち、特に価値が高く、形質良好なケヤキ、ミズメ等であって胸高直径がおおむね40cm以下のものは、皆伐の対象木とせず保残し、新植した植栽木とともに育成する。

ウ 皆伐区域内の局所的に土壌条件の不良な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地及び崩壊のおそれのある箇所は伐採区域外とし、立木を保残する。

3 更新

(1) 更新期間

伐採完了から更新までの期間は、原則として2年以内とする。

(2) 地ごしらえ

ア 地ごしらえは、原則、無地ごしらえとする。

なお、地ごしらえを実施する場合には、地力維持に配慮し、植生、地形、気候等の立地条件と末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用するとともに、機械、林地除草剤等を活用し効率的に実施する。

イ 地ごしらえに当たって、天然生の有用樹種の稚幼樹が生育している場合には努めて保残する。

なお、植栽木とともに育成の対象とする天然生の有用樹種（以下「有用天然木」という。）は、次のとおりとする。

(ア) 針葉樹

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ツガ等

(イ) 広葉樹

ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、アベマキ、ウバメガシ、アカガシ、シラカシ、アラカシ、ツクバネガシ、イチイガシ、シイノキ、オニグルミ、サワグルミ、ミズメ、シデ、アサダ、ムクノキ、ケヤキ、エノキ、ホオノキ、カツラ、クスノキ、ヤマザクラ、キハダ、ツゲ、イヌエンジュ、イタヤカエデ、トチノキ、ミズキ、センノキ、アオダモ、シオジ、ヤチダモ、キリ等

(ウ) 多雪地帯の傾斜20度以上の林地の地ごしらえは、幅おおむね6mの筋刈とし、刈払いしないおおむね3mの部分は積雪の圃行防止帯に当てる。

(3) 植栽

ア 植栽樹種は、スギ、ヒノキ及びケヤキ、ミズナラ等の有用広葉樹とする。有用広葉樹を植栽する場合は、土壌、気候条件等を十分考慮する。

イ 一般材の生産を行う生産群の植栽本数は、スギ、ヒノキともおおむね2,000本/haとするが、実際の植栽にあたっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況の状況を踏まえて当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはその制限内の本数とする。

なお、植栽木とともに生育させる有用天然木の稚幼樹の発生が、次の各条件に該当する場合には、その区域の植栽は行わない。

(ア) スギ、ヒノキ等

稚幼樹の樹高が植栽苗木の苗長程度で、5,000本/ha以上生育している区域

樹高20cm程度以上の稚幼樹がおおむね10,000本/ha以上生育している区域

樹高15cm程度以上の稚幼樹がおおむね20,000本/ha以上生育している区域

(イ) ケヤキ等

樹高60cm程度以上の稚幼樹がおおむね5,000本/ha以上生育している区域

樹高30cm程度以上の稚幼樹がおおむね10,000本/ha以上生育している区域

ウ 優良柱材及び優良大径材の生産を行う生産群の植栽本数は、スギ3,000～3,500本/ha、ヒノキ3,500～4,000本/haを目安とする。

エ 植付は、気候条件及び苗木の生理からみて適期、適作業に徹するとともに、健全な苗木の使用及び適正な苗木管理、植付方法等により、確実な活着とおう盛な成長が図られるよう実施する。保安林に指定され、植栽義務のある箇所では、指

定樹種の中から適地適木となる樹種を選定して植栽する。

オ 有用広葉樹の植栽本数は、おおむね1,500～3,000本/haを目安とし、天然性広葉樹の侵入に配慮しながら決定する。また、植付は単一樹種による植栽のほか、現地の実態に応じてスギや他の有用広葉樹との混植を行う。

(4) 補植及び改植

ア 補植は原則として行わない。ただし、新改植地で枯損等が生じ、将来成林に支障があると判断される場合は、その原因への対応策を講ずるとともに、有用天然木の稚幼樹の発生状況等を考慮の上速やかに実施する。

イ 改植は、現在の育成単層林のうち、植栽木の1ha当たり生育本数及び樹高が当該地域の現実林分収穫予想表のほぼ2分の1程度以下の林分で、当該林地に生育する有用天然木の稚幼樹を含めても成林が期待できないと見込まれる林分であって、改植により確実な成林が図られる林分について行う。この場合、面積が原則として0.5ha以上の箇所とし、現在の植栽木の生育状況、立地条件等を十分検討して判断する。

4 保育・間伐

保育作業は、植栽木の生育の遅速や植生の発生状況等、現地の実態に適応し、生産目標等を考慮した効果的な作業時期、方法等を決定して、適切かつ効率的に実施する。

(1) 下刈

下刈は、植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等現地の実態に即して適期に行う。なお、下刈の終了時期は、植栽木の樹高が他の植生より抜き出て植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。また、植栽木が集団的に生育していない箇所については、有用天然木を保残する。

(2) つる切

つる切は、植栽木を含む目的樹種の生育に支障を及ぼすつる類の繁茂状況等を考慮し、必要に応じて行う。

(3) 除伐

除伐は、植栽木を含む目的樹種と他の樹種の樹冠が競合する時期に、投資の効率性に配慮しながら、必要に応じて行う。なお、植栽木と共生している形質良好な有用天然木は、将来の利用価値、樹種混交による地力維持及び林地保全等のため保残

し、原則として植栽木の伐採時まで育成する。

多雪地帯における匍行防止帯の立木は、必要に応じて中段切り、枝葉の刈払いを併せて行う。

(4) 除伐 2 類

除伐 2 類は、植栽木の本数密度が極めて高く（収量比数 R_y が 0.85 程度以上）、林分の健全性が著しく損なわれているか、そのおそれがある林分について、林分の健全性を維持するため実施する。

(5) 枝打

枝打は、ヒノキ人工林優良柱材生産群及びスギ・ヒノキ人工林優良大径材生産群において、形質不良木は対象から除外し実施する。実施に当たっては、樹幹と枝の切断面及び残枝長に留意し、効率的に行う。

なお、ヒノキ人工林優良柱材生産群に混生するスギについては、枝打を行わない。有用広葉樹の植栽地のうち、ケヤキについては長大材生産のため適宜枝打を行うが、他の樹種については行わない。

(6) 間伐

間伐の時期及び間伐率は R_y （収量比数）を指標として定めることとし、 R_y は林分密度管理図及び林分密度管理表に定める適用区域のものによる。

ア 間伐の時期

(ア) 間伐開始の時期は、林分がうっ閉し、林木相互に競合が生じ R_y がおおむね 0.65 以上となった時点を目安とする。

(イ) 間伐の繰り返し時期は、間伐した林分の R_y がおおむね 0.65 以上に回復する時期とし、5～10 年を目安とする。

(ウ) 最終の間伐時期は、主伐期における R_y がおおむね 0.65 以上に回復すると見込まれる時期とし、主伐期のおおむね 10 年前とする。

イ 間伐率

(ア) 急激な林分の疎開を避けるため、一度に間伐できる R_y の下げ幅は 0.20 を限度とする。ただし、間伐後の R_y の下限は 0.55 とする。

(イ) 間伐する材積は、現在蓄積の 20～35% 以下とする。

(ウ) 保安林等法令により間伐の限度が定められている林分は、その限度内とする。

ウ 間伐木の選定

(ア) 間伐林分における林木の樹形級は、次のとおり区分する。

a 上層木は、林冠の上層を形成する林木で、次のとおり区分する。

良い木：周囲の木に比べ形質及び生長状態が良い木

並の木：形質及び生長状態に著しい欠点のない平均的な木

悪い木：被害木、あばれ木、二又木、曲がり木、片枝木、傾斜木等形質及び生長が劣る木

b 下層木は、樹冠が完全に被圧されている林木をいい、枯死木は含めない。

(イ) 間伐木の本数については、林分密度管理図及び林分密度管理表を用いて算出したRyの下げ幅に基づき、下表の本数間伐率の目安により決定する。

Ryの下げ幅と本数間伐率の目安 ((本数間伐率 - 5) × 0.005)

下げ幅	0.05	0.10	0.15	0.20
本数間伐率(%)	15	25	35	45

間伐木は、この本数間伐率におおむね一致するよう、次項の(ウ)、(I)に定める方法により選木する。

(ウ) 利用間伐の場合の選木

a 林木の個体差が少ない林分

林木の個体差が少なく、小型林内集材機器の導入が容易で、伐採・搬出コストの低減が図られる林分については、列状選木と列間選木の組合せによる間伐を実施できる。

この場合、間伐する列は4列に1列(本数間伐率25%)、5列に1列(同じく20%)等林分の育成状況等により選択し、その列の林木は全て間伐木とする。列間においては、次項のbに準じて選木する。

なお、努めて列間選木の割合を高めるよう留意する。

b その他の林分

選木は、残存本数から求められる樹間距離を勘案しつつ、上層木を対象とし、次のものの中から行う。(優先順位は同じ)

悪い木

並の木、良い木であって、最終の生産目標(生産目的、期待胸高直径、期待本数)以外のものであり、かつ、利用径級に達した木。

(I) 保育間伐の場合の選木

選木は、残存本数から求められる樹間距離を勘案しつつ、原則として上層木を

対象として、次の順序で行う。

悪い木

並の木

良い木

なお、保育間伐は、間伐木の販売が困難であって、下層植生がなく林床の土壌流亡失が懸念される箇所、又は保育の見地から林分の健全性が著しく損なわれているか、損なわれるおそれのある林分を対象として行う。

エ スギ・ヒノキ以外の林木の取扱い

(ア) 間伐対象林分内に生育する広葉樹の取扱い

a 間伐対象林分内に点在して生育する広葉樹のうち、形質良好なケヤキ等の有用広葉樹は努めて保残し、他の広葉樹は造林木の生育に支障とならない場合に残存させる。

b 間伐対象林分内の造林木のない箇所に群状に生育する広葉樹は残存させる。

(イ) ヒノキ育成単層林に生育する天然生アカマツの取扱い

ヒノキの樹高が現実林分収穫予想表 2 等地の下限に達していない場合には間伐せずヒノキと共生させ、2 等地中央値以下の場合にはおおむね 1 5 0 本 / ha を保残する。

【第二群】天然更新による育成単層林施業、育成複層林施業及び天然生林施業を行う生産群（天然林中大径材、アカマツ中大径材）

1 天然林中大径材生産群

(1) 基本的事項

ブナ、ミズナラ、ケヤキ、ミズメ等の落葉広葉樹林及びカシ、シイ等の常緑広葉樹林並びにスギ、ヒノキ、マツ等と広葉樹の混交した針広混交林については、天然の更新力を活用した育成単層林施業及び育成複層林施業を行う。

(2) 伐採

ア 伐採対象木は、表 - 2 に示す期待胸高直径に達したものを中心に、おおむね胸高直径 2 4 cm 以上のものとし、2 4 cm 未満のものは後継樹として保残する。

なお、枯損木、成長衰退木及び形質不良木については、努めて対象木とする。

イ 一伐採箇所の面積は、おおむね 5 ha 以内とする。ただし、伐採後における側方天然下種を期待する場合は、おおむね 2 . 5 ha 以内とする。

ウ 側方天然下種更新を行う場合の伐採区画は、確実な更新を確保するよう現地に応じた形状とし、伐区の幅はおおむね 6 0 m 未満とする。ただし、稚幼樹の発生

状況によっては60m以上とすることができる。

エ 積雪地帯において皆伐することのできる標高は、標高1,300m以下、傾斜は豪雪地帯（最深積雪深250cm以上）35度未満、多雪地帯（最深積雪深100cm以上～250cm未満）では40度未満とする。

オ 母樹の保残は、ブナ林については次の林床型区分によって行うが、ブナ林以外の林分においては原則として行わない。

ブナ林において保残する母樹は、胸高直径35cm以上の健全な立木を選び集材方法も考慮し、なるべく均等に配置する。

ブナ林の林床型による母樹保残の標準表

林床型	林床の状態	保残基準
ブナ 型	稚幼樹高がおおむね60cm以上で、おおむね5,000本/ha以上のブナ及び有用天然木（以下「ブナ等」という）が生育している林分	保残しない
ブナ 型	稚幼樹高がおおむね30cm以上で、おおむね10,000本/ha以上のブナが生育している林分	1ha当たり 10～20本程度
ササ 型	林床に主としてササが優占し、ブナ等の稚幼樹の発生が少ない林分	1ha当たり 20～30本程度
低木 型	林床に主として低木類が優占し、ブナ等の稚幼樹の発生が少ない林分	同上

注：ブナ林とは、その森林におけるブナの材積割合が50%を超える林分をいう。

(3) 更新

ア 更新方法は、原則として天然下種第2類とする。

イ 更新の完了は、稚幼樹の成立本数が、樹高60cm程度以上のものがおおむね5,000本/ha以上又は樹高30cm程度以上のものがおおむね10,000本/ha以上となった時期とする。

ウ 更新補助作業の目安は、次による。

(ア) 伐採前

林地除草剤の散布又は刈払いは、ササが密生し、天然更新を阻害している場合に行う。

(イ) 伐採後

a 粗腐植層が堆積し、天然更新を阻害している場合には、表土を露出させるためにかきおこしを行う。

- b 雑草木が多く天然更新を阻害している場合には、刈払いを行う。
- c 枝条が多く天然更新を阻害している場合には、枝条処理を行う。
- d 下層植生により稚幼樹の生育が阻害されている場合には、刈出しを行う。
- e 部分的に稚幼樹の発生が期待できないところがある場合には、山引き苗等を用いて植込み（補植）又は人工下種を行う。

エ 更新完了確認調査

(ア) 更新完了確認調査は、次の区分により行う。

- a ブナ林（低木型を除く。）及びヒノキ育成単層林の天然更新においては、伐採完了後おおむね3年後に行う。
- b ブナ林低木型及び広葉樹林の天然更新においては、伐採完了後おおむね5年後に行う。

(イ) 更新完了確認調査の結果、稚幼樹の発生本数が更新完了基準に達しない場合又は局所的に稚幼樹がないか少ない場合には、現地の状況に応じ、次の施業を行う。

- a 山引き苗等を稚幼樹の本数の少ないところに植え込む。
- b 種子をまき付ける。
- c 稚幼樹の発生を促すため、障害となっている雑草木を刈り払う。

(4) 保育

雑草木の繁茂がおう盛で、スギ、ヒノキ、モミ、カヤ、ミズナラ、ケヤキ、ミズメ等の有用樹種の成長が阻害されている場合には、現地の実態に応じて、必要な刈出しを行う。

この場合、ササ生地については林地除草剤を効率的に使用する。また、必要に応じてつる切を行う。

(5) 立て木

ア ミズナラ、ケヤキ、ミズメ等の有用広葉樹の割合が多い林分においては、これら有用広葉樹のうち樹幹が比較的通直かつ枝下高の高い優勢木を300本/ha程度を目安に「立て木」として選定して、主伐時まで保残する。

イ 立て木を選定する時期は、上・下層木の区分が明らかになった時点とし、樹冠の配置状況や樹間距離に留意して選定する。なお、立て木の樹幹上方で立て木の生育に支障を及ぼす立木は早期に伐採するが、それ以外の立木は、立て木の保護と形質を高めるために「副木」として保残する。

(6) 常緑広葉樹の多い林分の取扱い

標高おおむね 800 m 以下のカシ、シイ類等の常緑広葉樹を主体とする林分の施業は、次による。

ア 伐採

(ア) 伐採は、おおむね 120 年生の林分を対象に、伐採率おおむね 50 %で行う。

なお、次回の伐採までおおむね 60 年の間隔をおく。

(イ) 伐採対象木は、「表 - 2」に示す期待胸高直径に達したものを中心に、胸高直径がおおむね 22 cm 以上に達したものとし、市場性を考慮して選木する。その際、特に価値が高く形質良好なケヤキ、ミズメ等で胸高直径がおおむね 40 cm 以下の立木については、大径材生産を図るため保残する。

イ 更新

更新は、原則として天然下種第 2 類によるが、ぼう芽力のおう盛な樹種についてはぼう芽更新を行う。

更新の完了は、伐採跡地検査終了の日とする。

更新期待樹種は、カシ類、シイ類、モミ、ツガ、ケヤキ、トチ、ミズメ等の有用樹種とする。

2 アカマツ中大径材生産群

(1) 基本的事項

現在マツ林（アカマツ、クロマツ、外国産マツ）となっている林分については、天然更新による育成単層林施業を行う。

(2) 伐採

ア 母樹の保残

(ア) 伐採に当たって、確実な更新を図るために必要な場合は、アカマツ母樹を 10 ~ 30 本 / ha 程度保残する。

なお、結実期到達のアカマツ林からおおむね 50 m 以内の林分については、原則として保残しない。

(イ) 母樹は、上層木の中で樹形がよく結実の多い健全な立木を、集材方法にも配慮し、なるべく均等に配置するよう選定する。

イ 伐採面積、伐区の設定、保護樹帯等の基準は、「【第一群】人工造林による育成単層林施業を行う生産群」に準ずる。

(3) 更新

ア 更新の方法は、原則として天然下種第 1 類とし、努めて伐採前地ごしらえを行う。この場合、ササ生地は林地除草剤を効率的に使用する。

イ 更新補助作業は、伐採後2～3年を経過しても、樹高10cm以上のアカマツ及び他の有用天然木の稚幼樹本数が5,000本/ha以上に達していない区域について行う。この場合は、現地の実態に応じて必要な植込み又は人工下種を行う。

ウ 主伐年からおおむね3年後に更新完了確認調査を行う。

更新の完了は、アカマツ及び有用天然木の樹高10cm以上の稚幼樹が5,000本/ha以上成立した時期とする。

(4) 保育

雑草木の繁茂がおおむね盛で、アカマツの稚幼樹が消失するおそれがある場合は、現地の実態に応じて必要な刈払いを行う。

【第三群】その他

1 基本的事項

(1) 保護樹帯

保護樹帯は、新生林分の保護（皆伐による森林環境の急激な変化の緩和、新生林分における虫害、寒風害等の気象害、火災等の諸被害からの保護及び地力維持を図ることを主目的とする。ただし、皆伐箇所を分散させることを主目的とするものを除く。）、国土の保全（森林からの土砂の流出防止、土砂の崩壊防止、溪流岸の保全、公道等の道路の保全等を図ることを主目的とする。）、景観の維持（主要な保健休養施設及び主要な眺望点からの景観の維持を図ることを主目的とする。）等のために設定するものとし、その幅はおおむね50m以上を基準とする。

ア 新生林分保護のための保護樹帯は、主要な尾根筋等の天然界を利用して設定することとするが、寒風害の予測される地域では、冬季の主風方向に留意して、地形に応じた有効な保護樹帯とする。

イ 国土の保全及び景観の維持のための保護樹帯は、現地状況によって適切に設定する。

ウ 伐採の方法は、健全な立木の生育と老齢木の除去を目的として、原則として現在蓄積の30%以内の択伐とし、主として周辺林分が皆伐又は間伐される時期に行う。

(2) 母樹林

伐採の方法は、原則として禁伐とする。

ただし、火災、風水害その他の非常災害に際し緊急に必要な場合は、伐採することができる。

(3) 試験地

それぞれの試験計画に基づいて施業を行う。

(4) 各種検定林

設定の目的に応じた施業を行うこととし、実施に当たっては、関係機関との協議に基づき行う。

(5) 施業指標林

設定の目的に応じた施業を行う。

(6) 遺伝子保存林

設定の目的に応じた施業を行うこととし、実施に当たっては、関係機関との協議に基づき行う。

表 - 4 スギ、ヒノキ造林地に侵入した目的樹種以外の取扱い

侵入樹種	スギ造林地		ヒノキ造林地
	アカマツ	広葉樹	アカマツ(コウマキ・モミ・ツガ等)
	<p>植栽木の樹高成長が</p> <p>2等地の中央値以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね150本/haを保存する。 <p>3等地の中央値に達しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生させる 	<p>植栽木の本数又は樹高成長を収穫予想表3等地と比較して</p> <p>1/2に達しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として共生させる <p>1/2以上であっても期待どおりの生育をしていない(地位級5未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有用広葉樹は原則として保残する <p>期待どおりの生育をしている林分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に価値が高く形質良好なケヤキ・ミズメ等は保残する 	<p>植栽木の本数又は樹高を収穫予想表と比較して</p> <p>2等地の中央値を上回る林分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形質良好なものは努めて保残する <p>2等地の中央値以下の林分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね150本/haを保残する <p>2等地の下限に達しない林分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生させる <p>アカマツについては、ヒノキ天然更新の期待できる林分については、林内相対照度を天然更新に適した状態に導くため、おおむね150本/haを保残する</p>

表 - 5 歴史的木造建造物の修復用材を供給するための森林における施業

1 目的

国宝・重要文化財等の歴史的木造建造物を後世に守り伝えていくためには、定期的な修復が必要であるが、修復用材である大径、長尺材、特殊樹種等の用材が不足しており、文化財等の維持に困難をきたしている状況にある。

また、これらの修復用材であるヒノキ、ケヤキ、クスノキ、クリ等の大径長尺材については、現在そのほとんどが天然林から供給されているが、将来的に天然林からの供給のみでは賄いきれず、人工林からの供給も視野に入れる必要がある。このため、これら用材を備蓄・供給する人工林及び天然林における施業は以下のとおりとする。

2 対象森林

歴史的木造建造物の修復用材を供給するための森林は、当面、世界文化遺産貢献の森林における文化財用材ゾーン内の高齢の人工林、古事の森及び文化財継承林とする。

なお、当該森林に設定された箇所の施業方法については、以下のとおりとする。

3 施業方法

(1) 目標とする立木

胸高直径が、ヒノキ60cm、ケヤキ70cm、クスノキ50cm、クリ50cm程度となるよう育成する。

(2) 伐採

主伐

皆伐、複層伐又は択伐によることとする。また、ヒノキの皆伐箇所については、更に大径材を育成するため、将来的に良質の材が生産できると想定される立木については、5～10本/ha程度保残する。

なお、伐採はそれぞれの森林の機能維持に支障を来さない範囲で行う。

また、生育している形質の良好な広葉樹(特に文化財の修復に使用されているケヤキ、クスノキ、クリなど)のうち、目標とする胸高直径に達していないものは作業に支障のない限り保残する。

(3) 更新

ア 皆伐及び複層伐箇所

植栽樹種及び植栽本数は次のとおりとする。

植栽本数は、皆伐の場合、ヒノキは3,500～4,000本/ha、ケヤキ等の広葉樹は1,500～3,000本/haを標準とする。また、複層伐の場合、帯状伐採及び群状伐採箇所は上記の本数を標準とし、単木伐採箇所は2,000本/haを標準とする。

イ 択伐箇所

ケヤキ等の天然更新を期待し、必要に応じて植込み、刈払い等の更新補助作業を行う。

(4) 保育・間伐

ア 保育

保育については、原則として、単層林の場合は優良大径材生産群、複層林の場合は水土保全林（水源かん養タイプ）の複層林施業群に準ずることとするが、良質材を育成する観点から、植栽木の平均胸高直径が6～8cm程度の時期に枝打ちを実施することとし、詳細については、「枝打実施要領の制定について（平成3年1月23日付け2大造第72号）」による。なお、ケヤキについても適宜枝打ちを実施する。

また、生育している天然性の広葉樹、特に文化財の修復に使用されている樹種のうち形質の良好なものについてはできる限り保残する。

イ 間伐

林分のうっ閉状況、林木相互の競合状況等を勘察し、最終的な仕立て本数となるよう間伐を実施する。

なお、複層林とした場合は、上木の間伐に併せて下木の間伐も実施する。

留意事項

- (1) 施業管理の実施に当たっては、重点的に発揮させるべき機能以外の併存する他の機能に十分配慮することとし、必要に応じ、併存する公益的機能の発揮に必要な取扱いを併せて講ずる。
- (2) 保安林等、法令により伐採方法等についてこれに定める事項より厳しい規制が指定されている林分の施業については、その指定された施業方法の範囲内とする。

第4次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めたものです。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、 上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法 及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	生産群別の面積等	2
(5)	標準伐採量	2
(6)	伐採総量	3
(7)	更新総量	4
(8)	保育総量	4
3	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	5
5	保護林の名称及び区域	6
(1)	保護林	6
(2)	緑の回廊	7
6	レクリエーションの森の名称及び区域	8
7	その他必要な事項	10
(1)	施業指標林、試験地等	10
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	11
(3)	国土保全タイプの区分別面積	11
(4)	文化財等の現況	12
(5)	その他	12

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の具体的な配置は、別添1「国有林野施業実施計画図」のとおりとします。(地域管理経営計画の1の(1)及び(2))

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画に定める伐採及び更新について、箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりとします。(地域管理経営計画の1の(4)のア及びイ)

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

水源涵養タイプの森林については、施業群に分けて施業方法を定めています。

各施業群の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(1))

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	231.34	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	注4
長伐期	192.62	大径針葉樹を主体とした森林、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
その他	52.58	別紙「管理経営の指針」による	注5
合計	476.54		

注：1 面積は、林地面積

2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢

3 具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱う。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的として、衰退木・枯損木を対象に、択伐を行うこととしているため、下限林齢は設定しない。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

6 長伐期施業群内の「明治100年記念造林地」については、下限林齢を100年とする。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める水源涵養タイプの森林における主伐の上限伐採面積は、次のとおりです。なお、計画期間の主伐面積は、施業群毎に、この上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
長伐期	12

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積

(4) 生産群別の面積等

資源の循環利用林については、生産群に分けて具体的な施業方法を定めています。生産群の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のウ)

(単位：ha)

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	22.44	一般建築材24～28cm	契約による
合計	22.44		

注：1 面積は、林地面積

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径

3 分収林については、契約に基づいて伐採する。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規定第5条第2項第4号に基づいて定める、資源の循環利用林における標準伐採量については、本計画の資源の循環利用林が全て契約に基づく分収林のため定めません。

(6) 伐採総量

機能類型区分等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のア)

なお、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地					林地 以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 保 全 林	国土保全タイプ			(406.56) 23,711	23,711	2,500	34,275	34,275
	水源 涵 養 タ イ プ	天 然 林						
		長 伐 期		(91.44) 6,347	6,347			
		そ の 他						
		小 計		(91.44) 6,347	6,347			
	計		(498.00) 30,058	30,058				
森 林 と の 人 共 と 生 林	自然維持タイプ			(13.08) 471	471			
	森林空間利用タイプ			(15.06) 1,246	1,246			
	計			(28.14) 1,717	1,717			
資 源 環 境 の 利 用 林	スギ・ヒノキ人工林中径材							
	計							
合 計			(526.14) 31,775	31,775	2,500	34,275		34,275
年 平 均			(105.23) 6,355	6,355	500	6,855		6,855

注：「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲)市町村別内訳

(単位:材積 m³、面積 ha)

市町村名	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
小松市		(223.09) 16,214	16,214				
白山市		(303.05) 15,561	15,561				
計		(526.14) 31,775	31,775	2,500	34,275		34,275

注: 1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

(7) 更新総量

該当ありません。

(8) 保育総量

該当ありません。

3 林道の整備に関する事項

該当ありません。

4 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設 箇所数、保安林の整備 ha)

位 置 (国有林・林班)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
蛇谷11、1013 青柳33 釈迦ヶ岳35、36-1、36-2、38-1 1052	保全施設	溪間工	10	
大汝24-1、1020、1021 山伏山49、		山腹工	7	
	計		17	
安宅林69、71 浜山81、82	保安林の整備	植栽工外	17.66	
安宅林69、71 浜山82、83		本数調整伐	49.80	
	計		67.46	

5 保護林の名称及び区域

(1) 保護林

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

種類	名称	新・既	面積	位置(圃林・林小班)	特徴等
森林生態系 保護地域	白山	既設	7,049.24	付属別冊 「白山森林生態系保護地域計画」による	
森林生物 遺伝資源 保存林	犀川源流	既設	1,793.53	付属別冊 「犀川源流森林生物遺伝資源保存林計画」による	
林木遺伝 資源保存 林	釈迦ヶ岳	既設	29.81	釈迦ヶ岳 35る1 る2	北陸地方の代表的な ブナ、ミズナラ
植物群落 保護林	千丈平ブナ	既設	856.88	千丈ヶ峰4全、 63全 蛇谷5全、6全 64い～口	高標高地のブナを主 体とした大群落
	嵐谷天然スギ	既設	10.58	嵐谷33る1 る2	希少な天然スギ(白 山スギ)の群落

(2) 緑の回廊

緑の回廊の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のイ)

名 称	新・既	延長(km)	面 積(ha)	位 置(国有林・林小班)	特 徴 等
白山山系	既 設	70.0 [70]	18,012.41	三方山1全、2全 千丈ヶ峰3全、1007～1012全 蛇谷7～10全、11い1～3、は、 イ1、イ2、口2、口3、八、 64八、1013～1019全、 1044～1047全 大汝19全、20全、21い、ろ、 イ2、口、23全、 1020～1029全 天ノ川28全 嵐谷29～32全、 33い1、い2、口、八 釈迦ヶ岳34全、 35い1～ぬ6、イ、 36-1～39全、 1030全、1052全 山伏山40～54全 六万山55全 犀川1040～1043全、 1055～1058全 1063い、イ～八、 1064～1072全	白山山系における上記の保護林を連結することにより、森林の連続性を確保し森林生態系の一層の保護・保全を図り野生動植物の相互交流に資するなど生物多様性の観点から、より広範で効果的な森林生態系の保全を目的として設定

注:[]の数値は、回廊全体の延長

6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の4(1))

(単位: ha)

種類	名称	既設・新設	面積	位置 (国府林・林小班)	選定理由	備考
自然 休 養 林	加賀海岸 (風致探勝ゾーン)	既設	429.77	浜山 81い~ろ3、ほ、 と~そ2、 82に1~へ、 ち1~り、 る1~る3、 か~れ 加賀海岸 83ろ、に、と1、 ち1、ぬ、 わ1~か2、 84い、ろ 85い~は、 86い、ろ 87い1~と	クロマツを主体とした優れた景観の中、整備された歩道等の利用者が多い。	育成単層林施業
				浜山 81は、に、へ 82い~は、と、 ぬ、わ 加賀海岸 83は、ほ、へ1、 と2、ち2、り、 る1、る2、よ		天然生林施業
				浜山 81イ 加賀海岸 83イ1、イ2 84イ 85イ 86イ1、イ2 87イ1、イ2		林地以外
自然 観 察 教 育 林	獅子吼手取	既設	30.65	獵師谷 1077へ1、へ2、	ミズバショウの群落を中心に自然観察の場として利用されている。	天然生林施業
				獵師谷 1077口~二		林地以外

(単位：ha)

種類	名称	既設・新設	面積	位置 (国有林・林小班)	選定理由	備考
風景林	蛇谷	既設	605.01	蛇谷 10い～へ 11い1～い3、は 1045ろ 1046い 1047い～は	白山スーパー林道の近景として、優れた景観を有している。	天然生林施業
				10イ～チ 11イ1、イ2、 口2、口3、八 1045イ2 1046八 1047イ～八2		林地以外
	砂御前	既設	210.54	嵐谷33い2	登山道周辺の優れた景観とともに、白山の眺望ポイントとして訪れる人が多い。	育成複層林施業
				嵐谷32に 青柳33ほ 釈迦ヶ岳34と		天然生林施業
				嵐谷33口、八 青柳33イ1、イ2		林地以外
	六万山	既設	141.86	六万山 55い1～い4 に1～に5 と1、と2	白山の登山口の市ノ瀬周辺にあって、優れた景観を示している。	育成複層林施業
				六万山 55ろ1～は、 ほ～へ3、ち		天然生林施業
				六万山 55口1、口2		林地以外
	安宅林	既設	69.21	安宅林 69い～へ 70い1～る 71い～は、 ほ～わ	名勝「安宅の関跡」に隣接するとともに、市民の散策の場としても多くの人に親しまれている。	育成単層林施業
				安宅林 69イ 70イ		林地以外

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等として設定している箇所は次のとおりです。

(単位：ha)

種類	名称	設定年	面積	位置 (国有林・林小班)	備考
施業指標林	天然更新指標林	S 62年	3.60	釈迦ヶ岳39に	天然更新施業技術の検討
次代検定林	地域差	S 48年	0.48	大日山1083へ内	スギ
遺伝子 保存林	現地保存	S 40年	2.85	嵐谷33ろ2	スギ
		S 40年	5.00	大汝1022ろ	ブナ
		S 56年	61.40	蛇谷5ろ	広葉樹
		S 56年	5.29	蛇谷5は	〃
		S 56年	12.86	蛇谷6ろ	広葉樹
		S 56年	7.73	嵐谷33ろ1	スギ
		S 56年	27.86	蛇谷64い	広葉樹
		後継林分	S 44年	1.35	大日山1083ろ
母樹林	特別	S 48年	7.73	嵐谷33ろ1	スギ(遺伝子保存林と重複)
		S 48年	2.85	嵐谷33ろ2	〃
展示林	明治100年 記念造林地	S 43年	10.48	大日山1085ち	スギ、植栽密度、 施肥、植栽形式 別試験
試験地	収穫試験地	S 37年	0.79	六万山55ろ	スギ人工林の構造と成長 (森林総研)
森林施業 モデル林	水土保持林施業	H 12年	56.58	釈迦ヶ岳 1030ぬ外	ブナ、ミズナラ
	森林と人との 共生林施業	H 13年	10.22	六万山55へ内	ブナ、ミズナラ

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

フィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として、設定している対象地は次のとおりです。

対象地 (国有林・林小班)	設定の目的	備 考
安宅林 69ろ2、は2、に、ほ、へ	ふれあいの森	設定面積：14.74ha 相手方：安宅まちづくり21 名 称：安宅まちづくり21の森
安宅林 69い～へ	遊々の森	設定面積：19.35ha 相手方：小松市安宅小学校 名 称：安宅勸進帳の森
花立1096む	社会貢献の森	設定面積：1.50ha 相手方：かが森林組合 名 称：

(3) 国土保全タイプの区分別面積

国土保全タイプの目的別の面積は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(ア))

(単位：ha)

区 分	土砂流出 崩壊防備	気 象 害 防 備	生活環境 保 全	そ の 他 の 国土保全林	合 計
面 積	14,523.16		26.31		14,549.47

注：具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱う。

(4) 文化財等の現況

(単位：ha)

区分	指定機関	名称	面積	位置 (国有林・林小班)	管理団体	備考 (所在)
天然記念物	国	手取川流域の珪化木山地	0.02	釈迦ヶ岳 39二	白山市	白山市
天然記念物	小松市	横谷の湿性植生	1.14	獵師谷 1077口(0.70) 1077八(0.24) 1077二(0.20)	小松市	小松市
天然記念物	白山市	大杉谷のハイツ	0.05	釈迦ヶ岳 34ホ3内	白山市	白山市
天然記念物	白山市	市ノ瀬のゴキウカラ	0.04	山伏山 54-1ろ内	白山市	白山市
天然記念物	白山市	無斑イワナ及び西俣谷源流生息イワナ	0.23	山伏山 49に内(沢敷)	白山市	白山市

(5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

(単位：ha)

位置(国有林・林小班)	面積	施業方法
嵐谷32ろ、33い1、青柳33は1、は2	130.09	育成複層林施業
嵐谷32い、は1~3、ほ~と、青柳33に1~3、安宅林71に	155.77	天然生林施業
六万山55イ、八、安宅林71イ~八、蛇谷1045八	1.20	林地以外

注：その他森林空間利用タイプに設定している、ふれあいの森、施業指標林、試験地等を除く。

(付属別册 2)

犀川源流森林生物遺伝資源保存林計画

平成 1 0 年 1 月設定

大 阪 営 林 局

注記)平成11年3月1日の組織再編に伴い、文中の「大阪営林局」は
「近畿中国森林管理局」と読み替えるものとする。

目 次

はじめに	1
1 森林生物遺伝資源保存林の位置及び区域	2
2 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物	5
3 森林生物遺伝資源保存林の 管理・利用・調査等に関する事項	9
(1) 管理に関する事項	9
(2) 利用に関する事項	10
(3) 管理・利用に関して調査・研究すべき事項	10
参考文献	11

はじめに

近年，生物の多様性に関する条約に見られるように多様な生物をその生息・生育環境とともに保全し，生物資源の持続可能な利用を図ることが，国際的にも重要になってきている。

また，バイオテクノロジー等先端技術の進歩により，農林水産業を始めとする広範な分野において，生物の新たな用途の開発がもたらされつつあり，このような状況の中で，その基礎となる生物遺伝資源の確保が重要となってきている。

そこで，林野庁としては，今後の技術進歩に十分対応できるよう，当面の利用対象となるもののみならず，将来の利用の可能性を踏まえ，生物遺伝資源の宝庫である自然状態がよく保存された森林について森林生物遺伝資源保存林（以下，保存林という。）の設定を行い，遺伝資源の保存を図ることとし，平成6年4月，「森林生物遺伝資源保存林に関する基本計画」（以下，基本計画という。）を定めた。

本計画書は，この基本計画における保存林の設定箇所の中に犀川源流地域が選定されたことを受け，犀川源流森林生物遺伝資源保存林設定委員会において検討・集約した保存を図る必要のある生物，区域，管理・利用・調査のあり方等について取りまとめたものである。

この犀川源流地域は，石川県，岐阜県，富山県の相接する白山山系の北部，金沢市街地の中央を流れ日本海に注ぐ犀川の源流に位置し，その水源地として重要な役割を担っている。植物地理学的には，日本海地域のほぼ中央に位置するにも関わらず，太平洋側への移行域であり，かつ，本邦の代表的な山岳地帯である飛騨区域の近傍にあることから，同じ日本海地域に属する羽越区域などとは植物相，植生相にかなりの相違が認められ，生物遺伝資源保存上，重要な価値を持つものとなっている。植生自然度は高く，主体をなす山地帯はほとんどが自然植生で，ブナ林（チシマザザ - ブナ群団）を中心とするブナクラス域の植物群落（山地針葉樹林，山地高茎草原を含む）で占められており，一部にダケカンバやオオシラビソなどが優占する亜高山帯の植生や高茎草原をも含み，山地帯から亜高山帯におよぶ垂直分布が見られるなど多様性に富んでいる。

植物種としては，日本海側の多雪山地に分布するチシマザサ，サンカヨウ，トキワイカリソウ，ユキツバキなどに加えて，オオバクロモジ，マルバマンサク，ハイイヌガヤ，ヒメアオキなど深雪に覆われる環境条件への適応と見なされる変種レベルの種類等，いわゆる「日本海要素」が，ブナ林を中心に多産している。

また，多様な植生のため，動物相も豊富で，ニホンツキノワグマ，ニホンカモシカをはじめ，希少野生生物のイヌワシ等の生息の場ともなっている。

日本海要素：日本列島の日本海側，特に多雪地域に分布する種。

1 森林生物遺伝資源保存林の位置及び面積

(1) 位置

犀川源流森林生物遺伝資源保存林は、両白山地の北部、石川県と富山県の県境に連なる大門山、赤摩木古山、見越山、奈良岳の北西斜面に位置し、石川県金沢市の中央を流れる犀川の源流にあたる犀川国有林に所在する。

また、年平均気温は10～12と低く、年間降水量は2,000～3,000mm、最深積雪250cm以上に達する豪雪地帯であり、雪崩の多発地帯でもある。(図-1)

(図-1) 犀川源流森林生物遺伝資源保存林
位置図



(2) 面積 1,793.53ha (表 - 1)

犀川国有林は、三輪山、口三方岳、奈良岳、見越山、赤摩木古山、大門山、多子津山、赤堂山、大倉山に囲まれており、見越山から高三郎山に続く尾根を挟む形で、深いV字溪谷をなす二又川、倉谷川が、犀川ダム貯水池に流れ込んでいる。

区域設定に当たっては、「犀川源流ブナ等植物群落保護林」、昭和53年に石川県が指定した「犀川源流県自然環境保全地域 特別地区」及び鳥獣保護区の指定予定地等を勘案し、明瞭な地形により区画した。(図 - 2)

(表 - 1) 区域の面積及び林班・小班等

市町村	国有林	関係林小班	面積ha
金沢市	犀川	1001全	110.00
		1002全	220.27
		1003全	180.30
		1004全	229.66
		1005全	232.71
		1006全	170.76
		1059全	159.91
		1060全	147.21
		1061全	199.11
		1062全	130.13
		1063ろ	13.47
		合計	

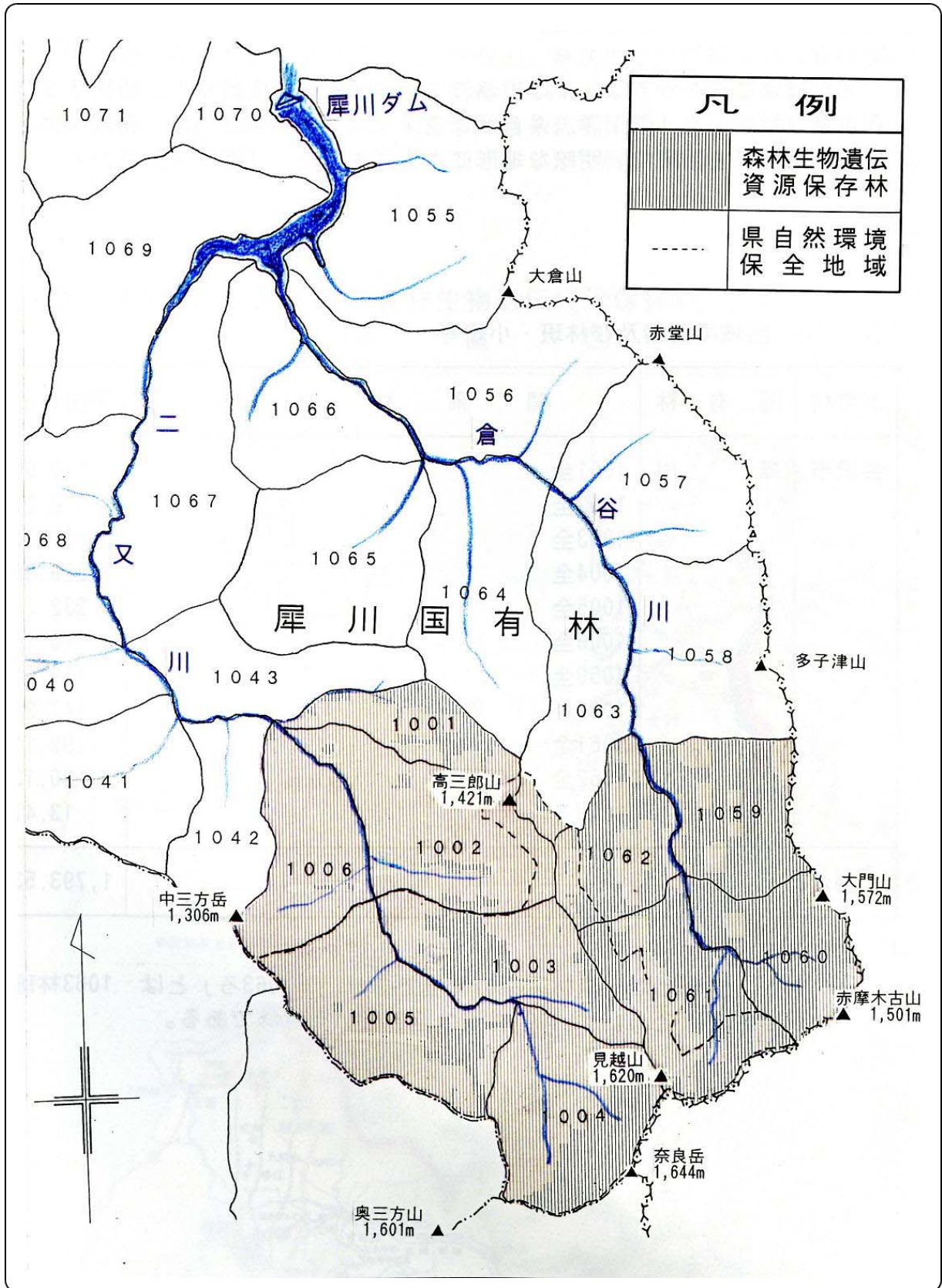
注： アラビア数字は林班，ひらがなは，小班を表す。

林班，小班とは，森林区画の単位であり，「1063ろ」とは 1063林班ろ小班，「1001全」とは 1001林班の全部という意味である。

県自然環境保全地域：優れた自然環境を県民共有の財産として保護し，将来に継承することを目的に設定

(図 - 2)

犀川源流森林生物遺伝資源保存林区 域 図



2 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物

本地域は、急峻な地形と雪崩の多発により樹木の生育環境としては極めて厳しい条件にあるが、森林帯は、ブナ、ミズナラを主体とする山地帯とダケカンバ、オオシラビソを含む亜高山帯となっている。

地域の大部分がオオバクロモジ、マルバマンサク、エゾユズリハ、ユキツバキ等日本海側深雪地帯におけるブナ林の特徴を示す樹種が含まれるチシマザサ - ブナ群団となっているが、山頂部には亜高山性植生であるダケカンバ、オオシラビソが生育し、谷筋斜面に山地帯高茎草原が存在する。

動物相は、山地帯高茎草原等格好の餌場があることから、大型ほ乳動物の生息密度が高い。また、食物連鎖の頂点に位置するイヌワシの他、冷温帯に分布するものを中心に多様な種が存在する。

以下、保存する主な種を例として掲げるが、ここに掲げていないものであっても将来の遺伝資源保存のため種の多様性を保持し、生態系を維持する見地から全体として保存を図ることとする。

(1) 植物相

この地域の植生は、基本的にチシマザサ - ブナ群団から成り、やせ尾根にクロベ - ヒメコマツ林、谷筋斜面に山地帯高茎草原が存在する。また、標高概ね1,500m以上の山頂、稜線部には、亜高山性植生であるダケカンバやオオシラビソが見られる。

ア チシマザサ - ブナ群団

この地域での代表的な群団であり、ブナ林にオオバクロモジ、マルバマンサク、エゾユズリハ、ユキツバキ、ハイイヌツゲ等日本海深雪地帯におけるブナ林の特徴を示す樹種が混生し、林床にチシマザサ、マイヅルソウ、エンレイソウ等が生育している。

保存する主な種

- ・ ブナ、ミズナラ、タムシバ、オオバクロモジ、マルバマンサク、ナナカマド、ヤマモミジ、コミネカエデ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、コシアブラ、ミズキ、リョウブ、オオカメノキ
- ・ ハイイヌガヤ、チシマザサ、ユキツバキ、エゾユズリハ、ツタウルシ、ヤマウルシ、アカミノイヌツゲ、ハイイヌツゲ、コマユミ、ヒメアオキ、ホツツジ、ウラジロヨウラク、ユキグニミツバツツジ、オオコメツツジ
- ・ ヤマドリゼンマイ、ヤマソテツ、ミヤマシシガシラ、リョウメンシダ、ミヤマメシダ、ミノボロスゲ、ナガエスゲ、アオスゲ、ショウジョウバカマ、コバイケイソウ、タマガワホトトギス、ツバメオモト、ヒロハユキザサ、マイヅルソウ、チゴユリ、ツクバネソウ、エンレイソウ、ミヤマイラクサ、サンカヨウ、クロクモソウ、ツルシキミ、ゴゼンタチバナ、トクワカソウ、イワカガミ、ツマトリソウ、ツルアリドオシ、ミヤマシグレ、クルマバハグマ、オクモミジハグマ

イ クロベ - ヒメコマツ群落

見越山から赤摩木古山に至る尾根，高三郎山から倉谷川に至る枝尾根の岩角地や土壌のやせたところには，チシマザサ - ブナ群団に接して見られ，キタゴヨウ，ヒノキ，クロベにトクワカソウ，シモツケソウ等をともなっている。

保存する主な種

- ・キタゴヨウ，クロベ，ヒノキ，ミズナラ，タムシバ，ナナカマド，タカノツメ，
- ・チシマザサ，コマユミ，ホツツジ，ホンシャクナゲ，アクシバ，ツクバネウツギ，
- ・ミヤマシシガシラ，ショウジョウバカマ，シモツケソウ，トクワカソウ，アカモノ，ニガナ

ウ 自然低木群落

奈良岳，見越山，高三郎山等を結ぶ尾根及び山頂や奈良岳の南側尾根から犀川に落ち込む崩落斜面に見られ，高木層が雪崩などにより生育できず，ヒメヤシャブシ，タニウツギ，チシマザサ等が生育している。

保存する主な種

- ・チシマザサ，ヒメヤシャブシ，タニウツギ
- ・シシガシラ，アカソ，サラシナショウマ，アカショウマ，アキノキリンソウ，ヒトツバヨモギ

エ 山地帯高茎草原（ヤマヨモギ - クロバナヒキオコシ群集）

各尾根から二又川・倉谷川に至る急傾斜地の谷，崩壊地の湿潤な崖錐，窪地等の樹木の生育が困難なところに形成している。

保存する主な種

- ・アカソ，イタドリ，クロバナヒキオコシ，オオヨモギ（ヤマヨモギ），サワアザミ，ハクサンアザミ

オ ササ - ダケカンバ群落

奈良岳山頂から見越山にかけての尾根，急傾斜地及び崖地に見られ，ダケカンバ，オオシラビソにチシマザサ，マイヅルソウ等をともなっている。

また，環境庁レッド・データ・リストで準絶滅危惧種とされているヒメシヤガも見られる。

保存する主な種

- ・ オオシラビソ, ダケカンバ, ミズナラ, ナナカマド, コミネカエデ, ミネカエデ, リョウブ, オオカメノキ
- ・ キャラボク, チシマザサ, ツノハシバミ, タムシバ, ノリウツギ, ヤマウルシ, ハウチワカエデ, コハウチワカエデ, オガラバナ, シナノキ, コシアブラ, ハリブキ, ハクサンシャクナゲ, ウラジロハナヒリノキ, オオバスノキ,
- ・ ヤマソテツ, オオバショリマ, ニッコウキスゲ, ギョウジャニンニク, ツバメオモト, マイヅルソウ, チゴユリ, ヒメシャガ, ミヤマチドリ, イタドリ, カラマツソウ, モミジカラマツ, ミツバオウレン, ミヤマニガイチゴ, コヨウイチゴ, オオバキスミレ, イブキゼリ, アカモノ, タテヤマリンドウ, オニアザミ

カ その他（ブナ - ミズナラ群落）

犀川の谷筋に生育しているミズナラとブナの混成林で、かつて炭焼に利用されたブナクラス域代償植生の一例である。

保存する主な種

- ・ サワグルミ, ブナ, ミズナラ, ホオノキ, マルバマンサク, ナナカマド, ハウチワカエデ, イタヤカエデ, コシアブラ, リョウブ, オオカメノキ
- ・ オオバクロモジ, ナツツバキ, ミズキ, ホツツジ, ウラジロヨウラク, ハナヒリノキ, サワフタギ, ハイイヌガヤ, アズキナシ
- ・ ザゼンソウ, ヒロハユキザサ, ミズヒキ, サンカヨウ, エチゴツルキジムシロ, スミレサイシン, ヒメアオキ, ツルアリドオシ

注：群落の分類体系は、「第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図」1988年環境庁に基づく

（2）動物相

ア 哺乳類

特別天然記念物であるニホンカモシカのほか、ニホンツキノワグマ、ニホンザル、ニホンアナグマ等が生息している。

保存する主な種

- ・ ニホンザル, ニホンカモシカ, ニホンアナグマ, オコジョ, ホンドイタチ, ホンドテン, ホンドギツネ, ホンドタヌキ, ニホンツキノワグマ, ヤマネ, ムササビ, モモンガ, トウホクノウサギ

イ 鳥類

環境庁レッド・データ・ブックで絶滅危惧種とされているイヌワシ, クマタカを含み, 全体に種類, 密度共に豊かに生息している。

保存する主な種

- ・ホシガラス，カケス，クロジ，ゴジュウカラ，シジュウカラ，ヤマガラ，コガラ，ヒガラ，オオルリ，ウグイス，ヤブサメ，トラツグミ，マミジロ，コルリ，ミソサザイ，ハリオアマツバメ，ヤマセミ，アカショウビン，アオゲラ，アカゲラ，コゲラ，カッコウ，ツツドリ，ホトトギス，ジュウイチ，コノハズク，イヌワシ，クマタカ，ヤマドリ

ウ 爬虫類

保存する主な種

- ・マムシ，ヤマカガシ，アオダイショウ，アカジムグリ，シマヘビ，カナヘビ

エ 両生類

保存する主な種

- ・イモリ，クロサンショウウオ，カジカガエル，モリアオガエル，シュレーゲルアオガエル，ヤマアカガエル

オ 魚類

保存する主な種

- ・イワナ，カジカ

カ 昆虫類

我が国の多雪冷温帯の代表的な昆虫相をもっているばかりでなく，植生の垂直分布に合わせ，高山・亜高山帯にいるものから低地にいるものまで多様に生息している。また，変異を多く含み，種の同定が困難となっている。

保存する主な種

- ・トワダカワゲラ，モンカゲロウ，ミヤマタニガワカゲロウ
- ・ミヤマセセリ，キアゲハ，ゴマシジミ，ミドリヒョウモン，アカタテハ，ヒメキマダラヒカゲ
- ・ミヤマハンミョウ，マヤサンオサムシ，ミヤマベニコメツキ，オオトラフコガネ，オニアカハネムシ，ヘリグロベニカミキリ，ヒメシロコブゾウムシ
- ・エゾハルゼミ
- ・ムカシトンボ，ルリボシヤンマ

キ 陸生貝類

保存する主な種

・クロイワマイマイ

3 森林生物遺伝資源保存林の管理・利用及び調査等に関する事項

(1) 管理に関する事項

保全管理は、国有林野事業における森林保全管理業務について定められている「森林保全管理業務実施要領」（52林野管第142号，林野庁長官通達）に基づくほか，次によることとする。

ア 大阪営林局長（以下，営林局長という。）は，保存林の巡回等を通じて，常に保存林の状況を適切に把握するものとする

イ 保存林内は，原則として自然の推移に委ねることとする。

ただし，(2)の利用に関する事項に記した調査・研究のほか，次に掲げる行為については，必要に応じ行うことができるものとする。この場合，営林局長は，必要に応じ関係する森林総合研究所，林木育種センター等の意見を求めることとする。

(ア) 遺伝資源の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策

(イ) 災害防止・復旧のための措置として行う次の行為

a 山火事の消火等

b 林地の崩壊等により，下流域への影響が認められる場合の防止・復旧措置

(ウ) 保存林の機能の維持に配慮した治山事業

(エ) 標識類の設置等

(オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

ウ その他

(ア) 保存林に対する外部の環境変化の影響を緩和するために，外接する国有林の取扱いは，機能類型に応じた適切な施業を実施するものとする。

(イ) 保存林の適正な管理のためには，地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり，このため普及啓発活動を行う等保存林設定の趣旨の徹底を図る。

(2) 利用に関する事項

保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究等のため、保存林の機能を損なわない範囲内で保存林の利用ができるものとする。

なお、利用に当たっての手続き等は、次によることとする。

ア 研究者等が調査・研究のための試料の採取等を行おうとする場合、あらかじめ営林局長に許可を得ることとする。

イ 営林局長は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、特段の問題がない場合にはこれを許可することとする。

審査に当たって、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。

ウ 次に該当する場合は、許可しないものとする。

(ア) 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想される場合。

(イ) その他調査・研究の計画からみて、森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。

(3) 管理・利用に関して調査・研究すべき事項

営林局長は、保存林の適切な管理・利用を図るため、森林総合研究所、林木育種センター等と連携を図りつつ、遺伝資源の状況把握等に関する調査・研究の実施及び当該地域の各種情報の整備に努めることとする。

なお、当該森林生物遺伝資源保存林は、生物の多様性を維持するとともに、将来の可能性を踏まえつつ、その基礎となる生物遺伝資源を確保することを目的としていることから、まず第一に、良好な森林生態系を維持保存するため、現況の把握及び経過の観察に努めることとするが、将来的には、地域的にみて貴重で特色のある生物の生態や植物と動物との関連性、自然状態での生物の遺伝変異等の解明及び遺伝資源の利用等のテーマに取り組むことが重要であるため、このような学術的研究の場として利用に供することとする。

参考文献

- ・「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査報告書）」1978年3月 石川県
- ・「第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図」1988年 環境庁
- ・「犀川源流地域自然環境保全基礎調査報告書」昭和52年3月 石川県
- ・「翔（2,74,81,86,91,101,103）」 百万石蝶談会
- ・「水生昆虫の世界」1998年 東海大学出版会

(付属別册 1)

白山森林生態系保護地域計画

平成 2 年 3 月 設 定

大 阪 営 林 局

注記)平成11年3月1日の組織再編に伴い、文中の「大阪営林局」は「近畿中国森林管理局」と読み替えるものとする。

目 次

	頁
はじめに -----	1
1 位置及び区域	
(1) 位置 -----	2
(2) 区域 -----	3
2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域	
(1) 保存地区 -----	5
(2) 保全利用地区 -----	5
3 保存を図るべき生物等に関する事項	
(1) 植物相 -----	6
(2) 動物相 -----	13
(3) その他 -----	18
4 管理に関する事項	
(1) 保存地区 -----	18
(2) 保全利用地区 -----	18
5 利用に関する事項	
(1) 保存地区 -----	18
(2) 保全利用地区 -----	18
6 その他留意事項	
(1) 森林施業制限 -----	19
(2) 治山事業 -----	19
(3) 植物化石の保護 -----	19
(4) 法令に基づく協議 -----	19
(5) その他 -----	20

はじめに

白山森林生態系保護地域は、白山周辺に存在する国有林の中で、この地域を代表する原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。このため、原生的な天然林の賦存状況を勘察し、高山帯から山地帯に至る広範な森林帯を包含させることに努めた。

白山山系は、石川、福井、岐阜、富山県境にほぼ南北にのびる脊梁山岳地帯をいい、最高峰は2,702mの標高をもつ御前峰である。

一般に白山と呼ばれているのは御前峰を指しているが、このほか、大汝峰2,680m、剣ヶ峰2,660mを含めて白山と呼ばれたり、白山地区とも呼ばれている。

また、この地域は1962年に白山国立公園に指定されると共に、1981年にはユネスコの「人間と生物圏」事業討画（Man and the Biosphere Programme-MAB）に基づき、生物圏保存地区として指定されている。

この白山山系の国有林には、大阪営林局が管轄する区域と名古屋営林支局が管轄する区域があり、白山森林生態系保護地域は林野庁長官通達（平成元年4月1日付け、「保護林の再編・拡充について」）に基づき、白山周辺の国有林について、両営林（支）局が管轄するそれぞれの区域について、一体性をもって平成2年3月に「白山森林生態系保護地域」を設定したものである。

白山山系以西には、これより高い山岳がなく、出現する動・植物種も日本における西限または南限となっているものが多い。

地質は、白山山頂部を中心として白山火山噴出物が分布し、その直接下位にある基盤には、濃飛流紋岩類、中生代手取層群、先白山火山安山岩類が分布している。

気候は、石川県が日本海型の気候に属しているため、冬季の豪雪はもちろん、年間を通じて湿潤であることが、植生地理学上重要な特徴となっている。白山山系は冬季は大陸からの北西風の影響を受け、降雪量も多く日本でも有数の豪雪地帯となっており、山麓の吉野谷村中宮での最深積雪2.4mから推測して、白山山頂付近は1.2m程度とされている。

平均気温は、白山山頂付近で夏季は12℃、冬季ではマイナス12～13℃と推測されている。

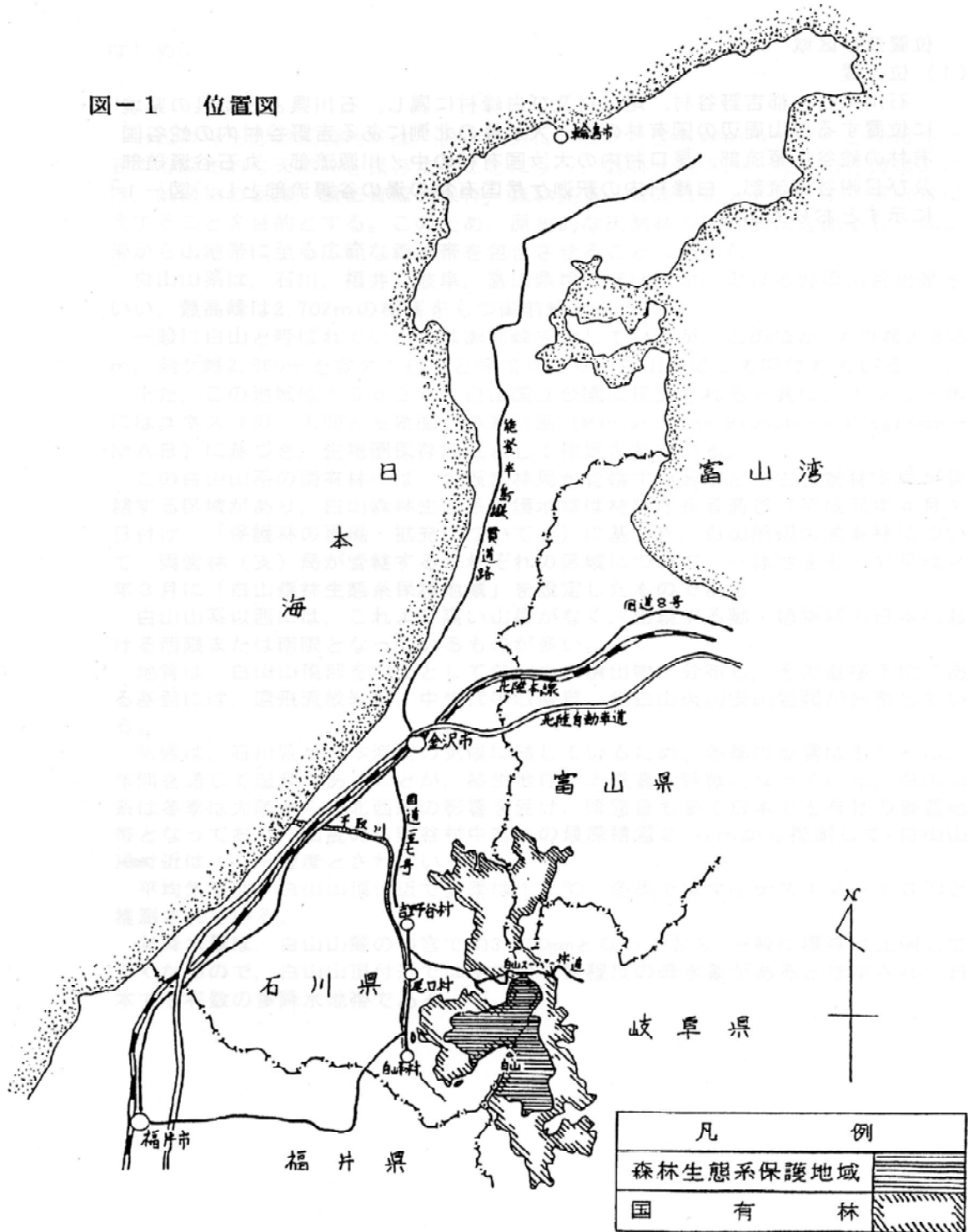
年降水量は、白山山麓の中宮で約3,200mmとなっており、一般に標高に比例して多くなるので、白山山頂付近では平地の2倍程度の降水量があると推測され、日本でも有数の多降水地帯である。

1 位置及び区域

(1) 位置

石川県石川郡吉野谷村，尾口村及び白峰村に属し，石川県と岐阜県の県境に位置する白山周辺の国有林の内，大汝峰の北側にある吉野谷村内の蛇谷国有林の蛇谷川源流部，尾口村内の大汝国有林の中ノ川源流部，丸石谷源硫部，及び目附谷源流部，白峰村内の釈迦ヶ岳国有林の湯の谷源流部とし，図一 1 に示すとおりである。

図一 1 位置図



(2) 区 域

区域の東辺は、大汝峰の北側から石川県と岐阜県の県境を三方岩岳まで、北辺～北西辺は、三方岩岳からふくべ谷を下り、姥ヶ滝に至り、それより国有林界を経て楽々新道を通り、1021林班と24-林班界を進み加賀禅定道を経て、21林班の中央の尾根を下る。南西辺は目附谷より青柳新道へ上り、釈迦新道との交点より釈迦新道を下り、釈迦岳を経て67林班の尾筋を国有林界の湯の谷へ下る。南辺は国有林界の湯の谷を上り、大汝峰に至る。これらの区間に囲まれた区域とする。

標高的には大汝峰の北側が一番高く2,668mで、低いところは蛇谷川中流にある姥ヶ滝で、標高750mであり、標高差は約1,900mの広がりをもっている。面積及び該当市町村名、国有林名等は、表-1のとおりである。

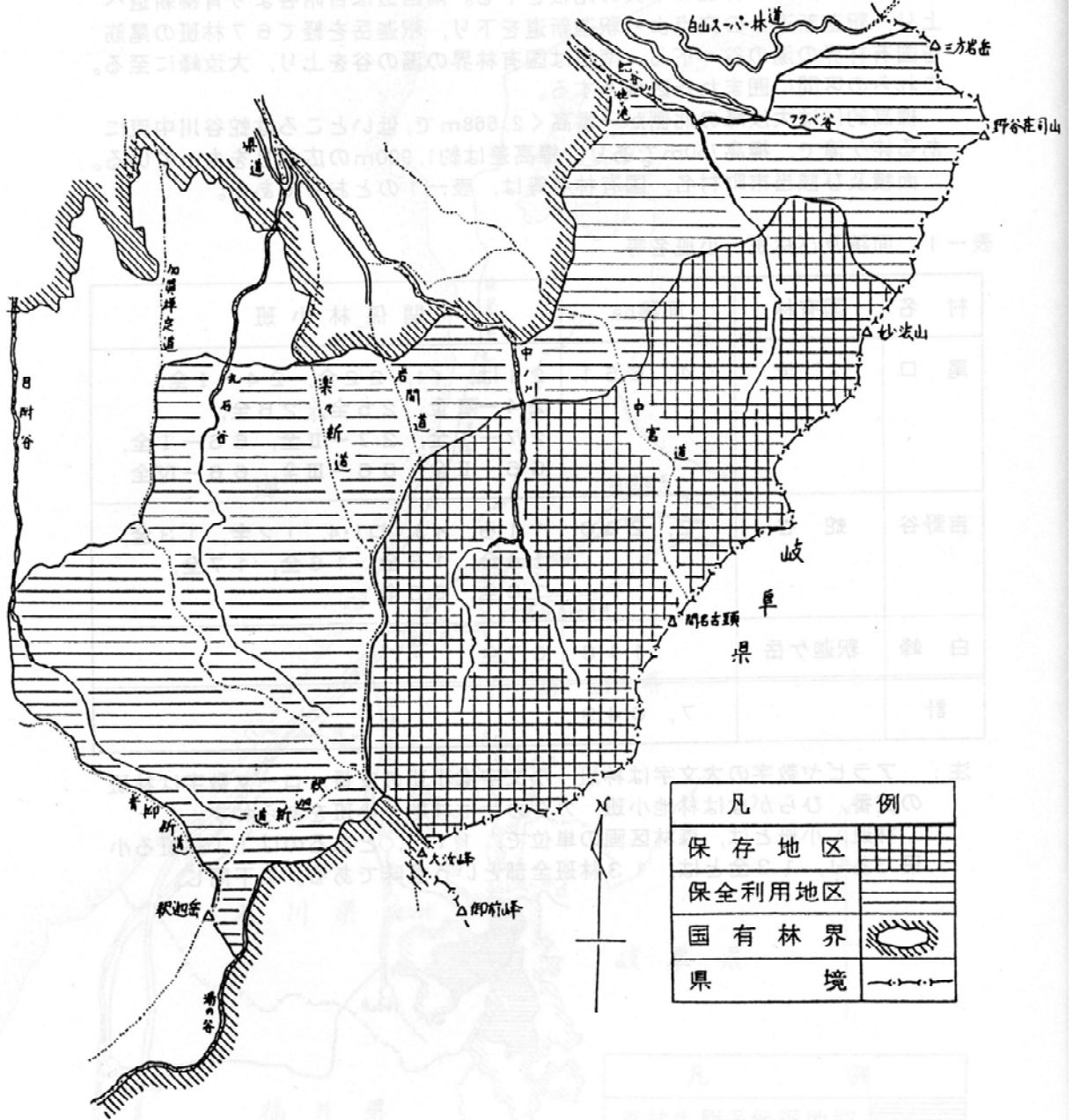
表 - 1 面積及び林班・小班名等

村 名	国有林	面積ha	関係林小班
尾 口	大 汝	4,651	21は・イ1, 22全, 24-全, 24-全, 25全, 26全, 27-全, 27-全, 66-全, 66-全, 66-全
吉野谷	蛇 谷	2,280	11ろ・イ3・口1・4, 12全, 13全, 14全, 15全, 16全, 17全, 18全, 65全
白 峰	釈迦ヶ岳	118	67全
計		7,049	

注： アラビア数字の大文字は林班，小文字は小班の支番，アラビア数字は林班の支番，ひらがなは林地小班，カタカナは林地外小班をあらわす。

林班，小班とは，森林区画の単位で，11ろ，とあるのは11林班ろ小班であり，13全とは，13林班全部という意味である。以下同じ。

図-2 区域図



2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(1) 保存地区

原生的な天然林の中から，森林生態系の厳正な維持を図る地域として，植物群落の多様性，動植物の分布及び繁殖状況等の森林の生態的特性を確保するために必要な広がり considering して設定した。面積及び該当林班，小班名等は図 - 2 及び表 - 2 のとおりである。

表 - 2 保存地区の面積及び林班・小班名等

村名	国有林	面積ha	関係林小班
尾口	大汝	1,815	26い2・イ, 27 - 全, 27 - 全, 66 - 全, 66 - 全
吉野谷	蛇谷	1,171	16い1・ろ, 17全, 18い・ろ2・は・に・ほ, 65全
計		2,986	

(2) 保全利用地区

保存地区の森林に，外部の環境変化の影響が直接及ばないように，緩衝の役割を果たすために必要な広がり considering して，図 - 2 保存地区の外周に設定した。面積及び該当林班，小班名等は表 - 3 のとおりである。

表 - 3 保存利用地区の面積及び林班・小班名等

村名	国有林	面積ha	関係林小班
尾口	大汝	2,836	21は・イ1, 22全, 24 - 全, 24 - 全, 25全, 26い1, 66 - 全, 66 - 全
吉野谷	蛇谷	1,109	11ろ・イ3・口1・4, 12全, 13全, 14全, 15全, 16い2・3, 18ろ1
白峰	釈迦ヶ岳	118	67全
計		4,063	

3 保存を図るべき生物等に関する事項

(1) 植物相

石川県下の植生域は、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯・丘陵地帯）、ブナクラス域（夏緑広葉樹林帯・山地帯）、コケモモ - トウヒクラス域（亜高山針葉樹林帯・亜高山帯）、コケモモ - ハイマツクラス域（高山帯）の4つに分けられる。このうち、白山森林生態系保護地域には、ヤブツバキクラス域を除く3つがあり、その垂直分布のあらましは、表 - 4のとおりである。

高山帯は、標高2,400m以上のハクサンシャクナゲを伴うハイマツ低木林によって代表され、亜高山帯は、1,600mから2,400mにいたる区域でオオシラビソ林（アオモリトドマツ）、ダケカンバ林で代表される。山地帯は、1,600m以下でブナ林で代表される。

植生の特徴としては、ハイマツやオオシラビソは日本における分布の西限となっており、しかも大面積に大群落をつくっていることや、高山帯、亜高山帯の高茎草原が発達していることは、白山の著しい特色となっている。

森林生態系保護地域内の自然植生の分布状況は図 - 3、表 - 4のとおりである。

以下、高山帯から順に現存する各クラス域自然植生の概観を述べる。

図-3 自然植生の分布図

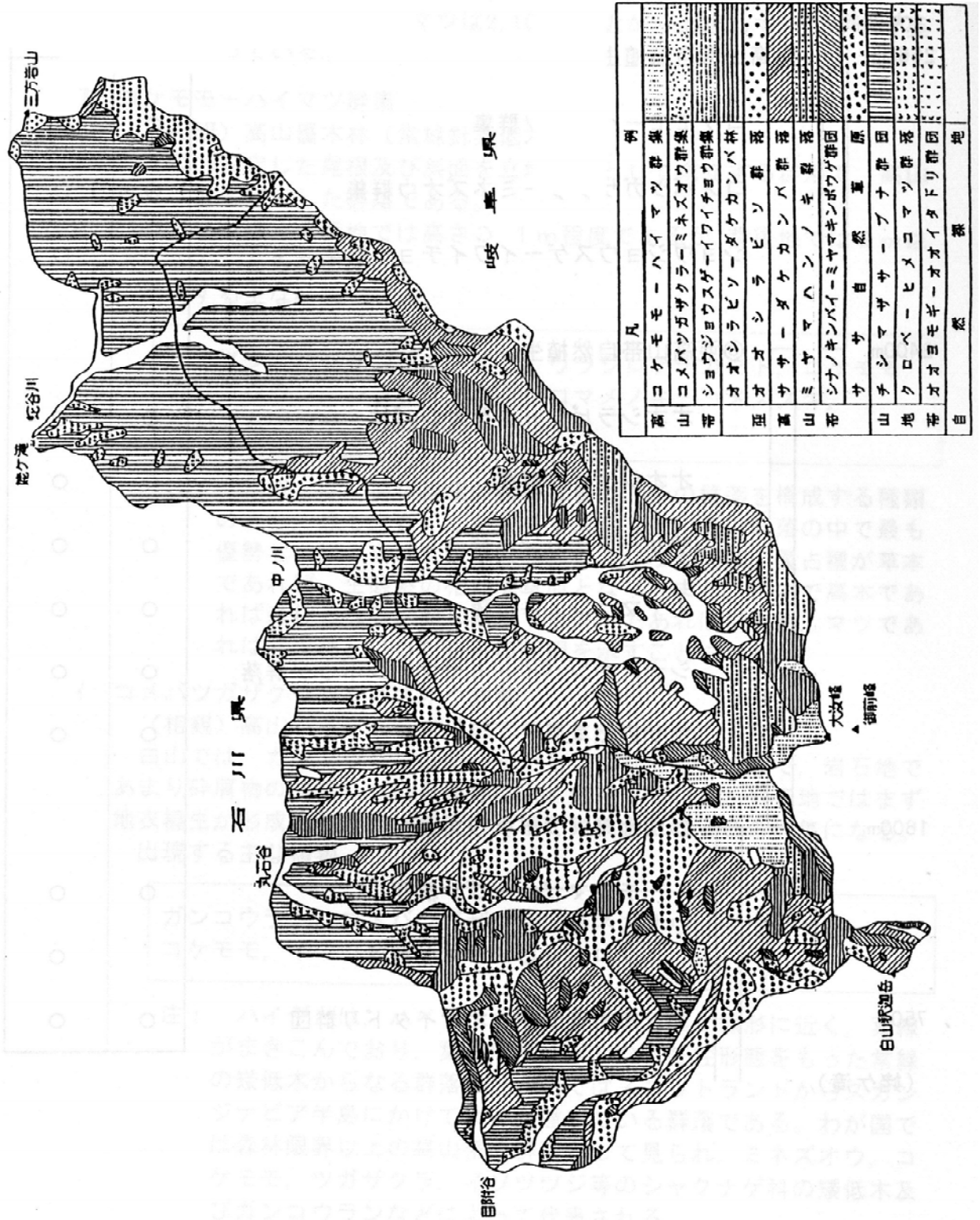


表 - 4 自然植生分布表

			保存 地区	保全利 用地区
(大汝峰)				
2668m	高山帯自然植生	コケモモ - ハイマツ群集	○	○
		コメバツガザクラ - ミネズオウ群集	○	○
		ショウジョウスゲ - イワイチョウ群集		○
2400m	亜高山帯自然植生	オオシラビソ - ダケカンバ林	○	○
		オオシラビソ群落	○	○
		ササ - ダケカンバ群落	○	○
		ミヤマハンノキ群落	○	○
		シナノキンバイ - ミヤマキンポウゲ群落	○	○
		ササ自然草原	○	○
1600m	山地帯(ブナクラス域)自然植生	チシマザサ - ブナ群団	○	○
		クロベ - ヒメコマツ群落		○
750m		オオヨモギ - オオイタドリ群団	○	○
(姥ヶ滝)				

1) 高山帯自然植生

高山帯の範囲については，ハイマツ群落の性質をめぐって意見が分かれています。ここでは，鈴木時夫(1970)の区分にしたがって，標高2,400m以上を高山帯としているが，ハイマツは2,100m付近から出現してチシマザサ亜群集をつくっている。

ア コケモモ - ハイマツ群集

(相観) 高山優木林 (常緑針葉低木林)

比較的安定した尾根及び斜面を立地条件として成立する群落で，高山帯では最も安定した群落である。

ハイマツは，風衝地では高さ0.1 m程度であるが，背後地では2 m以上になることもある。

出現する主な植物

ハイマツ，ハクサンシャクナゲ，ウラジロナナカマド，コケモモ，ガンコウラン，シラタマノキ，クロマメノキ，コメススキ，ミヤマハナゴケ，コバノエイランタイ

注： 相観とは，植物群落の特有な姿で，その群落を構成する種類のうち，最も大きくしかも多く成育して，その群落の中で最も優勢な種類の姿に支配される。こういった種類，優占種が草本であれば，生態系の相観は草原となり，また，樹木で高木であれば森林となる。同じ高木でもブナであればブナ林，マツであればマツ林といった特有の相観を示すことになる。

イ コメバツガザクラ - ミネズオウ群集

(相観) 高山ハイデ (常緑矮低木林)

白山では，ガンコウラン風衝ハイデとよばれてきたもので，岩石地であまり碎屑物の移動しない風衝地によく発達している。岩石地ではまず地衣植生が形成され，5 cm前後の土壤が形成されるとこの群集になる。

出現する主な植物

ガンコウラン，コメバツガザクラ，ミネズオウ，イワヒゲ，コケモモ，イワウメ

注： ハイデとは，ハイデソウに代表される葉が線形に近く，葉線がまきこんでおり，葉裏は毛に富むなど乾性形態をもった常緑の矮低木からなる群落で，欧州ではスコットランドからスカンジナビア半島にかけてよく発達している群落である。わが国では森林限界以上の高山帯の群落として見られ，ミネズオウ，コケモモ，ツガザクラ，イソツツジ等のシャクナゲ科の矮低木及びガンコウランなどによって代表される。

ウ ショウジョウスゲ - イワイチョウ群集

(相観) 雪田群落(夏緑広葉草原 - 湿地・平坦地)

白山では、雪田は2,300~2,400mの漂高に分布の中心をもち、下限は2,000m程度である。湿原は清浄ヶ原に少し分布するのみで、他には見られない。

出現する主な植物

タカネショウジョウスゲ, イワイチョウ, ミヤマリンドウ,
コバイケイソウ, クロマメノキ, ハクサンコザクラ,
ハクサンオオバコ, クロユリ, チングルマ, イワカガミ,
ヒロハコメススキ, ネバリノギラン, コシジオウレン,
ハクサンボウフウ, コバイケイソウ

2) 亜高山帯自然植生

白山での、分布高度は一応下限が1,600m、上限が2,400mとされているこの植生域では、オオシラビソ群集が風衝斜面に分布し、面積的に優占しているのは、チシマザサ - ダケカンバ群集である。標高1,900m以上の積雪の多い斜面は、高茎草原が発達し高山帯の高茎草原に接続している。

なだれ地には、ミヤマハンノキ - ヤハズハンノキ等の、なだれ地広葉低木林やササ自然草原(チシマザサ群落)が成立している。

ア オオシラビソ - ダケカンバ林

(相観) 常緑針葉夏緑広葉混交樹林

オオシラビソが優占するものと、ダケカンバが優占するものがあるが、面積的にはダケカンバが優占するものが多く、オオシラビソが優占する群落は、ほとんど風衝斜面や尾根に限られている。

出現する主な種物

オオシラビソ, ダケカンバ, ウラジロナナカマド, ミネヤナギ,
ムシカリ, オガラバナ, ミヤマカンスゲ, シラネウラボ,
ツルリンドウ, ベニバナイチゴ, ショウジョウバカマ,
イワカガミ, ハリブキ, オオバスノキ, コシジオウレン,
カラクサイノデ, オオバショリマ

イ オオシラビソ群集

(相観) 常緑針葉樹林

オオシラビソ - ダケカンバ林のうち、オオシラビソ林の相観をもつもの(優占する分群集)である。

出現する主な植物

オオシラビソ，チシマザサ，ゴゼンタチバナ，マイヅルソウ，
ツバメオモト

ウ ササ - ダケカンバ群落

(相観) 夏緑広葉樹林

オオシラビソ - ダケカンバ林の分群集で，林床にチシマザサを持っており，ダケカンバは疎開しているところが多い。

垂直分布の上限は2,400mに達するが，下限は1,400m程度である。全体的な傾向として，分布の中心はオオシラビソ群集より下方に偏っており，崩壊地では特に下方まで分布する傾向がある。

出現する主な植物

ダケカンバ，ミネカエデ，サビハナナカマド，チシマザサ，
ムシカリ，ミヤマアオダモ，ミズキ，シラネウラボ，
ミヤマカンスゲ

イ ミヤマハンノキ群落

(相観) 夏緑低木林

この群落は，積雪の多い風背斜面に発達し，なだれ地となっていることが多い。日当たりがよく地盤が安走した湯所ではチシマザサが侵入する。

また，高山低木林として重要な位置を占め2,000～2,500mの範囲に分布している。

出現する主な植物

ミヤマハンノキ，ヤハズハンノキ，オガラバナ，ズダヤクシュ，
クロクモソウ，オオヨツバムグラ，シラネウラボ，チシマザサ，
オオバミゾハウズキ，エンレイソウ，オオバショリマ

オ シナノキンバイ - ミヤマキンポウゲ群団

(相観) 高茎広葉草原

白山を中心とする加賀山地では1,900～2,300mの間に発達する高茎の季節的広葉草本植生であり，この発達には白山の著しい特色となっている。群落の高さは1m前後であるが，しばしば2mを越えることがある。

亜高山帯でこの群落の発達する場所は，風背地，急斜面，窪地等の積雪の多い斜面で，浅い砂礫地に多い。

出現する主な植物

ミヤマキンポウゲ，ミヤマシシウド，シナノキンバイ，
ハクサンアザミ，ハクサントリカブト，ハクサンハタザオ，
カラマツソウ，コメススキ

カ ササ白然草原

(相観) 常緑ササ低木林

亜高山帯の頂上部，または上部の斜面にしばしば発達している。一部はブナクラス域の上部を占め，1,400m位まで下がることもある。

2,300～2,400mの標高では，ササの高さは0.3 m程度に過ぎないが，600m付近では2 mにも達する。

成因としては，風衝地でオオシラビソあるいはダケカンバが生育できないことと共に，積雪やなだれも考えられる。

出現する主な種物

チシマザサ，サビハナナカマド，シラネウラボ，クロクモソウ，
ミヤマカンスゲ

3) 山地帯(ブナクラス域)自然植生

白山における山地帯(ブナクラス域)自然植生は1,600mから400mとされている。優占的な植生はチシマザサ - ブナ群団であって，日本海側のブナ林の型に入るものであるが(太平洋側ではスズタケ - ブナとなる)多様に分化している。

ア チシマザサ - ブナ群団

(相観) 夏緑広葉樹林および夏緑広葉常緑針葉樹混交林

白山地区での分布は，下限が400m，上限が1,700mであるが，特に800m以上の緩斜地に豊かなブナ林がみられる。上限はオオシラビソ群集に接続する。また，乾燥した尾根ではクロベ - ヒメコマツ群落に，湿潤な谷に面した斜面ではジュウモンジシダ - サワグルミ群集と交替する。

出現する主な植物

ブナ，イタヤカエデ，ウワミズザクラ，マルバマンサク，
コシアブラ，オオバクロモジ，オオカメノキ，リョウブ，
オオバスノキ，サビハナナカマド，チシマザサ，ヤマソテツ，
オクモミジハグマ，シノブカグマ，トクワカソウ，
ミヤマカンスゲ，マイズルソウ，オシダ

イ クロベ - ヒメコマツ群落

(相観) 常緑針葉樹林

山地帯の乾燥した貧栄養の尾根に成立する群落である。下限は500mでアカマツの自然植生と交代する。800~1,400mまではブナクラス域の植生が、1,600~1,700mでは亜高山帯の植生を伴うことがある。

出現する主な植物

ヒメコマツ, クロベ, ヒノキ, コメツガ, ミズナラ, リョウブ, アカミノイヌツゲ, ネジキ, ハクサンシャクナゲ, イヌツゲ, チシマザザ, アカモノ, イワウチワ, ミツバオウレン

ウ オオヨモギ - オオイタドリ群団

(相観) 高茎広葉草原

山地帯の高茎広葉草原を一括したものであり、急傾斜地の谷・崩壊地の湿潤な崖錐・窪地等に成立し、夏から秋にかけて成長して2m以上に達する。また、崩壊斜面で乾燥した日当りのよい場所では、フジアザミ - ホタルブクロ群集が出現する。

出現する主な植物

オオヨモギ, クロバナヒキオコシ, ハクサンカメバソウ, ハクサンアザミ, オオアキギリ, イタドリ, サワアザミ, ツリフネソウ, ゴマナ, カリヤス, シオガマギク

(2) 動物相

白山山系は、自然の比較的よく保護されている広い地域があるため、大型哺乳類をはじめ多くの動物が生息している。その主なものは次のとおりである。

1) 哺乳類

白山山系には、ニホンツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカなどの大型哺乳類の多いことが特徴の一つである。

ニホンツキノワグマは、狩猟の対象となっているが、白山山系は安定した個体群が分布する貴重な地域である。

ニホンザルは冬には低山まで下りて餌を求め、夏には高山帯や亜高山帯の高茎広葉草原に現れることもある。

ニホンカモシカは、特別天然記念物に指定された以降数も分布域も増え、現在では低山から亜高山帯まで広く生息している。

その他の哺乳類としては、冬に白く毛変わりするオコジョやノウサギ、昼間は樹洞に隠れていて夜活動するムササビやモモンガ、コウモリ類が生

息している。

そのほかホンドキツネ，ホンドタヌキ，ホンドテン，ヤマネ等合わせて約40種が確認されている。

白山山系に生息する哺乳類

科名	種名	山地帯	亜高山帯
オナガザル科	ニホンザル	○	
ウシ科	ニホンカモシカ	○	
イノシシ科	ニホンイノシシ	○	
クマ科	ニホンツキノワグマ	○	
イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ ノイヌ	○ ○	
イタチ科	ホンドイタチ ホンドテン ホンドオコジヨ ニホンアナグマ	○ ○	○
ウサギ科	トウホクノウサギ		
リス科	ニホンリス ムササビ ホンシュウモモンガ	○ ○	○
ヤマネ科	ヤマネ	○	
ネズミ科	ヤチネズミ ヒメネズミ スミスネズミ アカネズミ ハタネズミ	○ ○ ○ ○	○
キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ	○	

科名	種名	山地帯	亜高山帯
ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	○	
	シナノホオヒゲコウモリ	○	
	カグヤコウモリ	○	
	ウサギコウモリ	○	
	テングコウモリ	○	
	コテングコウモリ	○	
	ユビナガコウモリ	○	
	トガリネズミ科	カワネズミ	○
トガリネズミ		○	○
ジネズミ		○	
モグラ科	ヒミズ		
	ヒメヒミズ	○	○
	アズマモグラ	○	
	ミズラモグラ		○

注： 印はよく見ら机る動物

2) 鳥類

白山には、ブナ林、ダケカンバ・オオシラビソ林、ハイマツ林と変化し、地形的にも急峻な上に方々に深い谷を刻んでいるなど多様な環境にあり、イヌワシを始めとしてイワヒバリ、ホシガラス、カヤクグリ等の多くの種類の鳥が生息し、低山まで含めてこれまで約140種が記録されている。

山の鳥で最大のイヌワシは、白山山系を中心に石川県内に約20つがい生息しているといわれている。ライチョウは過去には生息していたようであるが、現在は見られない。

白山山系の亜高山帯，高山帯に生息する主な鳥類

種名	季節別	種名	季節別
ワシタカ科 クマタカ イヌワシ	留 留	キツツキ科 アカゲラ アオゲラ コゲラ	留 留 留
ホトトギス科 ホトトギス ジュウイチ カッコウ ツツドリ	夏 夏 夏 夏	アマツバメ科 ハリオアマツバメ アマツバメ	夏 夏
ツバメ科 イワツバメ	夏	シジュウカラ科 ゴジュウカラ	留
セキレイ科 キセキレイ ビンズイ	留 留	キバシリ科 キバシリ	留
イワヒバリ科 イワヒバリ カヤクグリ	留 夏	ホオジロ科 クロジ	留
カラス科 ホシガラス	留	ヒタキ科 コマドリ ルリビタキ ウグイス メボソムシクイ キクイタダキ サメビタキ	夏 夏 留 夏 留 夏
アトリ科 ウソ	留		

3) 昆虫類

1,600m位までの山地帯では，我が国で普通にみられる昆虫も多いが，本州の山地で細々と生活している特産種のブナヒラアブラムシ，ハクサンホシシリアゲムシ，シロオビコバネナミシャク等が見出される。また，南方系のヒメクビナガキバチも生息している。

亜高山帯にも，南方系のミナミカンコバエが生息しているが，北方系の昆虫が多くみられベニヒカゲ，ハクサンホソヒメクロオサムシ，クロキカワムシ，アイヌギングチバチ等が生息している。

高山帯には北方系のものが多く，白山固有の亜種としてハクサンクロナガオサムシやホンシュウクモマヒナバッタ等が生息している。

北方系の昆虫としては、オナガナギナタハバチ、クモマベニヒカゲ、アルプスギンウワバ、タカネハイイロヨトウ等で、白山が西限または南限となっている。

白山山系に生息する高山性の蝶及び蛾

蝶	ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ
蛾	タカネハイイロハマキ、ハイマツコヒメハマキ、サザナミナミシャク、ソウクロオビナミシャク、アルプスカバナミシャク、アルプスヤガ、タカネハイイロヨトウ、アルプスギンウワバ

4) 魚類

溪流にはイワナが生息し、これに続いてカジカの生息がみられる。なお、従来の調査で、白山地域の河川上流部には、移殖されたものを含めて、次のような魚が知られている。

白山地域の河川に生息する魚類

イワナ、ヤマメ、タカハヤ、カジカ

5) 両生類

従来の調査で、白山地域では11種のカエル類及び3種のサンショウウオ類が知られているが、山地で見られるものは次のとおりである。

白山地域の山地に生息する両生類

ニホンヒキガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ナガレヒキガエル ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ、ヒダサンショウウオ

6) 爬虫類

ヘビでは、シロマダラやタカチホヘビなどが知られており、数の多いものではヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、マムシが生息している。

(3) その他

目附谷源流部の大汝国有林 22 林班い小班 (33.00ha) には、「植物化石」が出現する区域がある。

4 管理に関する事項

保全管理については、国有林野事業における森林保全管理業務について定められている「森林保全管理業務実施要領(52林野管第142号,長官通達)」に基づくほか、次によることとする。

(1) 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることを旨とし、次に掲げる行為を除き原則として人為的行為は加えず、自然の推移に委ねることとする。この趣旨を徹底するため、標識の設置やパトロール等を通じて入山者への周知と協力要請に努める。

- 1) モニタリング(長期的変化の継続的観測・記録)、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- 2) モニタリングの実施や、森林保全管理に必要な軽微な巡視歩道の整備
- 3) 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - ア 山火事の消火等
 - イ 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- 4) 入林者に周知を図るための標識類の設置
- 5) 既存の歩道、避難小屋の整備
- 6) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(2) 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすことを旨とするが、次の行為はできるものとする。

- 1) 保存地区において許容する前記(1)-1)~6)の行為
- 2) 国土保全のための治山工事およびその付帯工事
- 3) 大規模な開発を伴わない森林レクリエーションのために必要な最低限度の道路、建物等の施設の設置

5 利用に関する事項

(1) 保存地区は、生物遺伝資源の利用等、学術研究上必要な利用のほか、原則として利用の対象とせず、厳正な保存に努める。

(2) 保全利用地区では、保存地区で行われる利用のほか、国立公園特別地域の規制、及び森林生態系保護地域の設走趣旨に反しない範囲で、森林の教育的利用、大規模な開発を伴わない森林レクリエーションの場としての利用はできるものとする。

6 その他留意事項

管理・利用にあたっては、「保護林の再編・拡充について（平成元年4月1日付け林野経第25号林野庁長官通達）」に基づくほか、下記事項に留意するものとする。

（1）森林施業制限

1）保存地区は禁伐とする。

保全利用地区では、設定趣旨から木材生産を目的とした森林施業は行わないこととする。

2）森林生態系保護地域に外接するおおむね100m以内の国有林では、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとする。

（2）治山事業

1）森林生態系保護地域を含め、白山山系の国有林には多数の治山工事が計画されている。この工事実施のため開設される工事用道路については、治山事業等の国有林野事業の実施または緊急車両以外の一般車両の乗入れは禁止し、このため標識やゲートの設置等の措置を講ずるものとする。

2）蛇谷川流域のオモ谷には、治山工事計画が数カ所あるが、当該箇所には原生的なブナ林が広がっており、その保存の必要性が高いことから、森林生態系の保存に配慮しつつ工事を行うものとし保存地区とした。

（3）化石の保護

目附谷流域の、植物化石が出現する箇所（22林班い小班）については、その保護に配慮するものとする。

（4）法令に基づく協議

森林生態系保護地域は、次のとおり国立公園や保安林等の指定を受けている。管理・利用にあたって、これら法令に基づき協議を要する事項については、関係行政機関との協議を整えたい行うものとする。

法令等の指定と面積

(面積の単位：ha)

法 指 定 内 容	保存地区	保全利用地区	合 計
白山国立公園特別保護地区	2,564	2,870	5,434
" 第1種特別地域		198	198
" 第3種特別地域	422	995	1,417
計	2,986	4,063	7,049
保健保安林	743	1,577	2,320
水源かん養保安林	2,986	4,063	7,049
鳥獣保護区	2,986	4,053	7,039
カモシカ保護地域	2,986	3,757	6,743

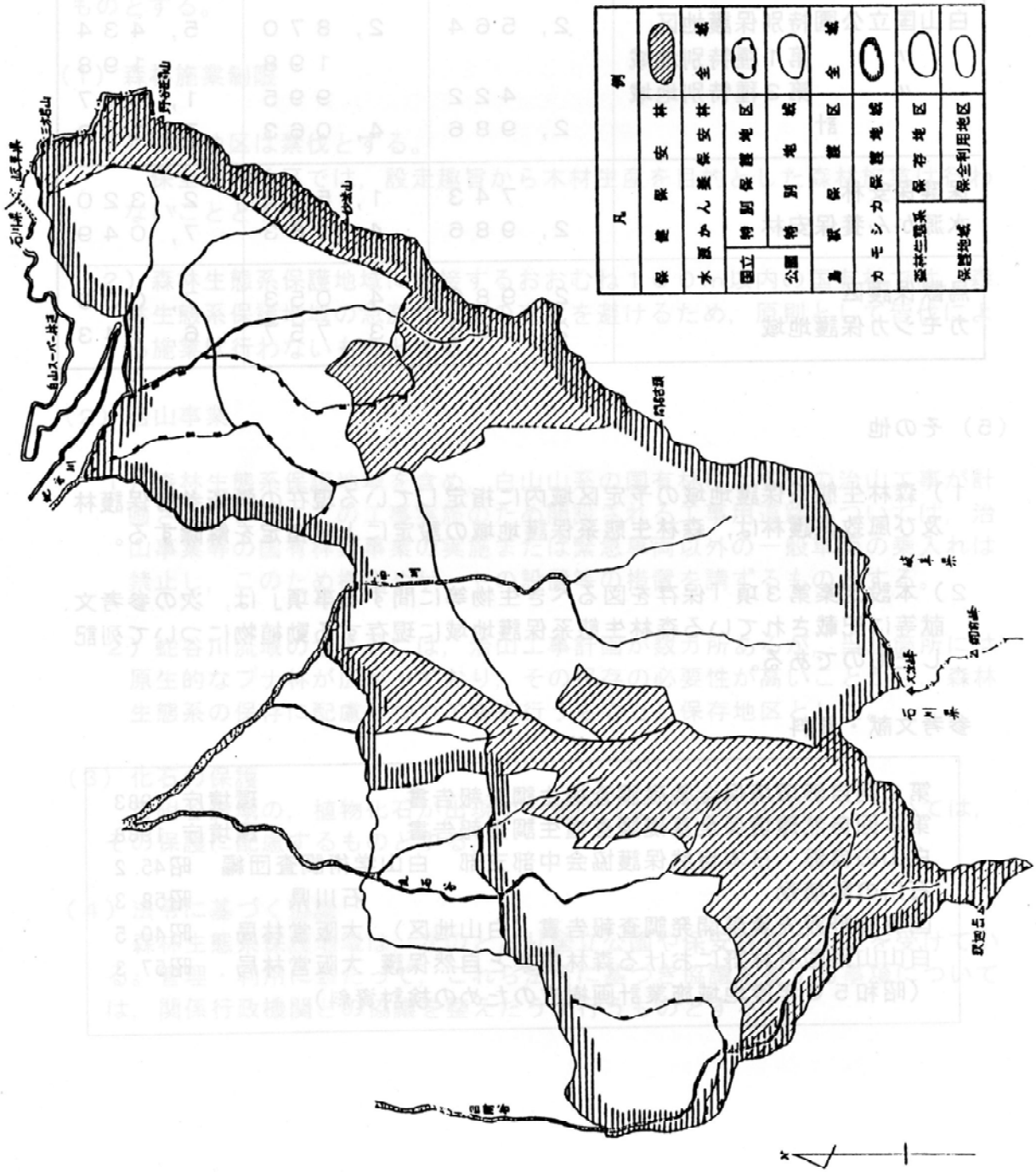
(5) その他

- 1) 森林生態系保護地域の予定区域内に指定している現在の学術参考保護林及び風致保護林は、森林生態系保護地域の設定により指定を解除する。
- 2) 本設定案第3項「保存を図るべき生物等に関する事項」は、次の参考文献等に記載されている森林生態系保護地域に現存する動植物について列記したものである。

参考文献・資料

第2回自然環境保全基礎調査植生調査報告書	環境庁	1983
第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書	環境庁	1988
白山の自然	日本自然保護協会中部支部	白山学術調査団編
		昭45.2
石川の動植物		石川県
		昭58.3
国有林野観光資源開発調査報告書(白山地区)	大阪営林局	昭40.5
白山山系国有林野における森林施業と自然保護	大阪営林局	昭57.3
(昭和56年度地域施業計画樹立のための検討資料)		

図-4 法令等指定状況図



(付 属 別 冊 3)

白山山系緑の回廊設定方針

平成 1 4 年 3 月 設 定

近畿中国森林管理局
中部森林管理局

白山山系「緑の回廊」設定方針

1 「緑の回廊」の位置及び区域

(1) 設定の目的

富山、岐阜、石川、福井の4県にまたがる白山山系は、庄川、手取川、九頭竜川、長良川等の源流であり、中部地区の貴重な水源地域として我々の生活に重要な役割を果たしているのみならず、原生的な天然林が広範囲で残存しており、全国でも西限とされる植物が多く分布するなど貴重な自然環境を有する地域として位置づけられている。

この白山山系の脊梁部を中心に国有林約6万haが存在しており、近畿中国森林管理局及び中部森林管理局では、その管理経営に当たり、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的とした様々な保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

一方、世界的な動きとして平成5年に生物の多様性の保全とその持続的利用のための「生物の多様性に関する条約」が発効され、我が国としても締結国の一員として「生物多様性国家戦略」(平成7年決定)に基づき、積極的な取り組みが求められている。

このような状況を踏まえ、両局では、森林生態系の保全、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的に設定している保護林の機能をこれまで以上に高度に発揮させるようそれぞれの地域における本来の生態系が有する多種多様な機能を支える自然の連続性に着目し、野生動植物の生息・生育地の広域的なつながりを確保することにより個体群の交流を促し、種の保存、遺伝資源の保護などの取り組みを行うため、保護林を連結する「緑の回廊」を新たに設定することとし、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全に資するものとする。

(2) 位置及び区域の設定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を確定する。

白山山系に位置する国有林に設定する。

森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものになるよう設定する。

保護林間を連続的に連結することを基本とするが、必要に応じて不連続な形状も可能とする。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

(2)により概定した位置及び区域に対し、次の事項を勘案して選定する。

「緑の回廊」は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相、地形等を考慮し、出来る限り広範囲に設定する。

保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。

農林業、地場産業等への影響にも十分配慮して設定する。

野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。

緑の回廊の設定に当たり、既存の権利関係等については次による。

・貸地等に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。

回廊周辺の民有林等管轄する国有林以外の箇所には、設定の趣旨及び影響等の理解を求めて、回廊への参加を積極的に働きかけることとする。

(4) 着目する野生動植物種

森林生態系を構成する多様な生物種をすべて対象とし、生物多様性の維持を図ることとする。

(5) 回廊の幅と長さ

緑の回廊の幅は、森林生態系全体に着目するという点から、その森林の林相等を勘案し、出来る限り広範囲に設定し、多様な生物種の移動経路を確保することとする。

(6) 緑の回廊に設定する林小班
別紙のとおりである。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

「緑の回廊」については、野生動植物の生息や移動にとって良好な状態になるよう森林のタイプに応じて以下のとおり、維持、整備を適切に実施することとする。また、実施箇所の選定や時期については、貴重な野生動植物の生息などに影響が無いよう配慮することとする。

(1) 伐採に関する事項

天然林については、森林生態系を維持するため、適切な施業を実施することとする。
人工林については、対象箇所の状況を考慮し、画一的に行わないことにする。
多様な樹種や複数の樹冠層からなる森林を目指す場合は、裸地化を抑制するため部分的に実行することとし、単一の樹冠層からなる森林を目指す場合は、小面積、分散伐採によるモザイク的な林分配置、長伐期施業等を行うこととする。
また、下層植生の発達を促すため、間伐を積極的に行う。
営巣、採餌、隠れ場として重要な祠等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上、危険がないものは保残することとする。
餌場を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行うこととする。

(2) 更新・保育に関する事項

更新
更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。
保育
人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めることとする。
また、野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努めることとする。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

巡視
巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者等に対する普及啓発に努めることとする。
林地開発の規制
「緑の回廊」においては、緑の回廊の設定趣旨に鑑み、慎重に対応することとする。
ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保などを検討して対応することとする。
動物との共生
野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にすることとする。
自然教育・体験の場として活用
野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国民への理解を深めるための取り組みや森林環境教育の場としての活用を実施することとする。
また「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行うこととする。

(2) 施設の整備に関する事項

「緑の回廊」内及びその周辺において必要となる観察施設等の整備に当たっては、その公益性について考慮し、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないように配慮することとする。

また、治山施設に関しては、国土保全上必要不可欠であることを踏まえ、野生生物の生息・生育環境に配慮しつつ実施することとする。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項

「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得ることとする。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果得られた知見に基づき「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うとともに、県、大学、研究機関等への情報提供にも努めることとする。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生動植物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、「緑の回廊」の整備・管理体制の充実に努めることとする。

(2) 普及啓発

国有林における「緑の回廊」から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行うこととする。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は、速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい等の場合には、設定の手続きに準じて行うこととする。

(4) 周辺民有林等との連携

生態系全体の広域的な保護・保全を図る意味から、今後のモニタリング調査の結果等を踏まえて、積極的に周辺民有林との連携をはかることとする。

別紙

緑の回廊に設定する林小班

県	森林管理署	林 小 班
石川 県	石川森林管理署	犀川国有林 1040～1043,1055～1058, 1063い,イ,口,八,1064～1072 三方山国有林 1,2 千丈ヶ峰国有林 3,1007～1012 蛇谷国有林 7～10,11い1～3,は,イ1～2,口2～3,八,64八, 1013～1019,1044～1047 大汝国有林 19～20,21い,ろ,イ2,口,23,1020～1029 天ノ川国有林 28 嵐谷国有林 29～32,33い1～2,口,八 釈迦ヶ岳国有林 34,35い1～3,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち1～3,り1～4, ぬ1～6,イ 36 - ~39,1030,1052 六万山国有林 55 山伏山国有林 40～54 -

県	森林管理署	林 小 班
福井 県	福井森林管理署	赤兎山国有林 1006～1010 経ヶ岳国有林 1003 平泉寺国有林 1042い,ろ,は,イ,口,1043～1046

県	森林管理署	林 小 班
富山県	富山森林管理署	西赤尾国有林 3 1 1 ろ, は, 3 1 2 にを除く小班, 3 1 3, 3 1 4 桂国有林 3 0 7 ~ 3 1 0, 3 1 1 ろ, はを除く小班, 3 1 2 に 小瀬国有林 3 1 5, 3 1 6 小矢部国有林 4 0 1 ~ 4 1 0

県	森林管理署	林 小 班
岐阜県	飛騨森林管理署	野々俣国有林 4 1 4 7 ~ 4 1 5 0, 4 1 5 1 い~と 4 1 5 4 ろ, に, へ, と, ち, ぬ, る, た, れ, 二 尾上郷国有林 4 1 5 2 い~つ, 4 1 5 3 い~る, 4 1 5 4 い, は, ほ, り, わ, か, よ, 八, 4 1 5 5 ~ 4 1 6 3, 4 1 6 4 い~り, イ, 4 1 6 5, 4 1 6 6, 4 1 6 7 い~ち, 4 1 6 8 ~ 4 2 1 5 福島国有林 4 3 2 4 い~へ, 4 3 2 5, 4 3 2 6 い~る, 4 3 2 7 ~ 4 3 3 2 大白川国有林 4 3 3 3 ~ 4 3 3 8, 4 3 5 9 い, は~へ, イ, 4 3 6 0 三方崩国有林 4 3 6 1 ~ 4 3 6 3 荒谷国有林 4 3 6 4, 4 3 6 5 い, は, イ, 4 3 7 2 い, イ, 4 3 7 3, 4 3 7 4 馬狩国有林 4 3 7 5, 4 3 7 6 加須良国有林 4 3 7 7 ~ 4 3 8 0

白山山系緑の回廊位置図

